

「②(ア) 国に対する通知・届出・報告等及び都道府県に対する  
市町村からの通知・届出・報告等」に係る具体的に講ずべき措置の方針

記号	意味	具体的に講ずべき措置
4①	同一の個別具体的な行政目的の達成のために国・地方自治体にそれぞれ専ら担 う権限が配分されているため、国(都道府県)との調整が不可欠である場合	意見聴取を許容
5①	私人に対しては許可・認可を行うものとされている事業を地方自治体が行う場合 であって、事前に国(都道府県)が特に把握しておく必要が認められるもの	事前報告・届出・通知 を許容
5α	協議、意見聴取を行い、又は同意、許可・認可・承認を受けるための書類の提出を 義務付ける規定であって、当該協議、意見聴取、同意、許可・認可・承認が第2次 勧告「義務付け・枠付けの存置を許容する場合等のメルクマール」(※)に該当する 場合又は第3次勧告「(b) 協議、同意、許可・認可・承認」若しくは「(c) 計画等の策 定及びその手続」において事前報告・届出・通知まで許容される類型に該当する場 合  ※ 「義務付け・枠付けの存置を許容する場合のメルクマール」(i～vii)及び「義務付け・枠付けの存 置を許容する場合のメルクマール」非該当だが、残さざるを得ないと判断するもののメルクマール」 (ア～キ)をいう。	
5β	第3次勧告「(b) 協議、同意、許可・認可・承認」において3①に該当するとされた事 業について、私人に対して事前報告・届出・通知を行うものとされている事務を地 方自治体が行う場合	
6①	法制度上、国の税制・財政・法制上の特例措置を講ずることを促す場合	事後報告・届出・通知 を許容
6②	法制度上、講じられる事後的な是正措置の端緒として把握する必要がある場合	
6α	都道府県に対して国への情報連絡を義務付ける規定又は市町村に対して国・都 道府県への情報連絡を義務付ける規定であって、法制度上当然に、情報連絡を受 けた国がそのまま都道府県・市町村へ情報連絡し、又は情報連絡を受けた都道府 県がそのまま市町村へ情報連絡するものとされている場合	
×	いずれにも該当しない場合	見直し対象を 廃止すべき

(備考)

- 第3次勧告「(b) 協議、同意、許可・認可・承認」において協議、同意、許可・認可・承認が許容された類  
型(1a～3①)に該当する場合は、それより弱い形態である通知・届出・報告等を許容する。
- 法律上、国、都道府県、市町村、民間事業者等を問わず、施設管理者に対して通知・届出・報告、意見  
聴取等を行うことを義務付けており、国、都道府県がその施設管理者としての立場で通知・届出・報告、  
意見聴取等を受けるものは②(ア)に含めず、②(イ)に含める。また、市町村が国、都道府県に対して行う  
通知・届出・報告、意見聴取等であって、国、都道府県に対しても同様に市町村に対して通知・届出・報  
告、意見聴取等を行うことが義務付けられている場合、都道府県が国に対して行う通知・届出・報告、意  
見聴取等であって、国に対しても同様に都道府県に対して通知・届出・報告、意見聴取等を行うことが義  
務付けられている場合も、同様に、②(ア)に含めず、②(イ)に含める。

②(ア)国に対する通知・届出・報告等及び都道府県に対する市町村からの通知・届出・報告等

【見直し状況凡例】  
 ○：措置案どおり見直し  
 △：一部実施  
 ×：未実施  
 ◆：存置許容

分野	通番	法律名	条	項	現状					最終的な措置案		見直し状況	各府省回答	
					記号	主体	客體	内容	種類	類型	記号			措置案
1	9	行政書士法	第4条の4	第1項	6	委任都道府県知事	総務大臣	指定試験機関にその試験事務を行わせることとした旨	報告	事後報告・届出・通知	×	×	○	
1	9	行政書士法	第4条の15	第2項	6	委任都道府県知事	総務大臣	指定試験機関に試験事務を行わせないこととした旨	報告	事後報告・届出・通知	×	×	○	
2	1	地方自治法	第282条	第3項	6	都	総務大臣	特別区財政調整交付金に関する事項	報告	事後報告・届出・通知	6②	◆	◆	
2	1	地方自治法	第285条の2	第2項	6	都道府県知事	総務大臣	広域連合を設けるべきことを勧告した旨	報告	事後報告・届出・通知	×	×	○	
2	2	市町村の合併の特例等に関する法律(⇒市町村の合併の特例に関する法律)	第20条	第3項	6	都道府県	国土交通大臣	移行日を定め、又は変更した旨	報告	事後報告・届出・通知	6①	◆	◆	
2	3	構造改革特別区域法	第4条	第6項	5	地方公共団体	内閣総理大臣	第4条第3項の規定により聽いた実施主体及び関係市町村の意見の概要(同条第4項の提案を踏まえた構造改革特別区域計画)についての認定の申請をする場合にあつては、当該意見及び当該提案の概要)	添付	事前報告・届出・通知	5α	◆	◆	
2	3	構造改革特別区域法	第12条	第9項	6	認定地方公共団体の長	都道府県知事	第12条第1項の規定により学校教育法第4条第1項の認可をした旨	通知	事後報告・届出・通知	×	×	×	本通知を端緒として、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項に基づき、市町村が行う株式会社立学校の設置認可等について都道府県が助言・勧告を行うこととなるため、類型の6②に該当する。 なお、学校に係る事務については、認定地方公共団体が行うものほか、教科書の専任配布や高等学校設置委員会に係る事務等、都道府県が自ら処理すべきものが存在する。そのため、仮に同項に基づく通知を廃止すれば、認定地方公共団体が市町村である場合には、都道府県が区域内の学校について網羅的に把握することが困難になり、これらの都道府県の事務に支障を来すこととなる等の弊害が生じる。
2	3	構造改革特別区域法	第19条	第2項	6	市町村教育委員会	都道府県教育委員会	特別免許状の授与を受けた者の氏名及び職歴並びに授与の目的、当該特別免許状に係る学校の種別及び教科その他文部科学省令で定める事項	通知	事後報告・届出・通知	×	×	×	幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の教育職員となる者は、教育職員免許法により授与される各相当の免許状を有することが義務付けられており、全国的な教育職員の質の担保を図っている(相当免許主義)。また、教育職員免許法に基づく免許状制度は国が担い、免許状の授与(授与権者)は各都道府県教育委員会が行うこととされている。 本特例措置は、構造改革特別区域法に基づき、市町村の教育委員会が教育上の特別の事情に対応するため特別免許状を授与する必要がある場合において、内閣総理大臣の認定を受けたときに、市町村の教育委員会も特別免許状を授与することを可能とするものである。 本条項で定める通知は、特別免許状の授与に関し市町村教育委員会が行う特別免許状の授与事務について適正な実施を図ることができるように、本通知を端緒として、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第48条第1項に基づき、本来の免許状の授与権者であり、免許事務全般を授与してきた都道府県教育委員会が、必要に応じて指導・助言を行うことにより児童生徒の教育を受ける権利を保障する観点から設けられたものであり、類型の6②に該当する。
2	4	地域再生法	第5条	第9項(⇒第7項)	5	地方公共団体	内閣総理大臣	地域再生協議会における協議の概要	添付	事前報告・届出・通知	5α	◆	◆	
2	5	住居表示に関する法律	第3条	第3項	6	市町村	関係行政機関の長及び都道府県知事	住居表示を実施すべき区域及び期日並びに当該区域における住居表示の方法、街区符号又は道路の名称及び住居番号	通知	事後報告・届出・通知	1②	◆	◆	
2	6	電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律	第38条	第1項	6	委任都道府県知事	総務大臣	指定認証機関にその認証事務を行わせることとした旨	報告	事後報告・届出・通知	×	×	○	
2	6	電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律	第50条	第2項	6	委任都道府県知事	総務大臣	指定認証機関に認証事務を行わせないこととした旨	報告	事後報告・届出・通知	×	×	○	
3	3	辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律	第3条	第1項	6	市町村	総務大臣	辺地に係る公共的施設の総合的整備に関する財政上の計画	届出	事後報告・届出・通知	6①	◆	◆	
3	3	辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律	第3条	第3項	6	都道府県知事	総務大臣	都道府県が当該市町村に協力して講じようとする措置の計画	届出	事後報告・届出・通知	×	×	○	
3	4	当せん金付証票法	第17条	第7項	6	都道府県知事又は特定市の市長	総務大臣	検査の結果	報告	事後報告・届出・通知	6②	◆	◆	
3	5	競馬法	第25条	第2項	6	都道府県知事	農林水産大臣	前項の規定により得た報告又は検査の結果を報告	報告	事後報告・届出・通知	6②	◆	◆	
3	6	自転車競技法	第2条		5	競輪施行者	経済産業大臣	競輪を開催しようとするとき	届出	事前報告・届出・通知	3d	◆	◆	
3	6	自転車競技法	第4条	第9項	6	競輪場の設置者	経済産業大臣	競輪場の設置者の地位を継承したものの	届出	事後報告・届出・通知	6②	◆	◆	
3	7	小型自動車競走法	第4条		5	小型自動車競走施行者	経済産業大臣	小型自動車競走を開催しようとするとき	届出	事前報告・届出・通知	3d	◆	◆	
3	7	小型自動車競走法	第6条	第9項	6	小型自動車競技場の設置者	経済産業大臣	小型自動車競技場の設置者の地位を継承したものの	届出	事後報告・届出・通知	6②	◆	◆	
4	1	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律	第105条		6	行政庁	旧主務官庁	第103条第1項の申請書の提出を受け、又は第44条の認定をし、若しくはしない処分をした旨	通知	事後報告・届出・通知	②(イ)	◆	◆	
4	1	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律	第109条	第2項	6	行政庁	旧主務官庁	認定を受けた特別民法法人の認定を取り消した旨	通知	事後報告・届出・通知	②(イ)	◆	◆	

②(ア)国に対する通知・届出・報告等及び都道府県に対する市町村からの通知・届出・報告等

【見直し状況凡例】  
 ○：措置案どおり見直し  
 △：一部実施  
 ×：未実施  
 ◆：存置許容

分野	通番	法律名	条	項	現状					最終的な措置案		見直し状況	各府省回答	
					記号	主体	客体	内容	種類	類型	記号			措置案
4	1	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律	第120条	第4項	4	行政庁	旧主務官庁	認可申請法人の事業活動の内容	意見聴取	意見聴取	②(イ)	◆	◆	
4	1	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律	第120条	第5項	6	行政庁	旧主務官庁	第120条第1項の申請書の提出を受け、又は第45条の認可をし、若しくはしない処分をしたとき	通知	事後報告・届出・通知	②(イ)	◆	◆	
4	2	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律	第8条		4	行政庁	許認可等行政機関	第5条第1号、第2号及び第5号並びに第6条第3号及び第4号に規定する事由	意見聴取	意見聴取	②(イ)	◆	◆	
4	2	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律	第8条		4	行政庁	国税庁長官等	第6条第5号に規定する事由	意見聴取	意見聴取	②(イ)	◆	◆	
4	4	住民基本台帳法	第30条の14	第1項	6	委任都道府県知事	総務大臣	指定情報処理機関にその本人確認情報処理事務を行わせることとした旨	報告	事後報告・届出・通知	×	×	○	
4	4	住民基本台帳法	第30条の26	第2項	6	委任都道府県知事	総務大臣	指定情報処理機関に本人確認情報処理事務を行わせないこととした旨	報告	事後報告・届出・通知	×	×	○	
4	13	更生保護事業法	第48条	第2項	5	地方公共団体	法務大臣	§45に掲げる継続保護事業の名称等	届出	事前報告・届出・通知	5①	◆	◆	
4	13	更生保護事業法	第48条	第3項	6	地方公共団体	法務大臣	§47の2に掲げる一時保護事業及び連絡助成事業の名称等	届出	事後報告・届出・通知	×	×	×	国は、更生保護事業を営む者に対して、更生保護事業法第3条第1項により、当該事業の適正な運営を確保するための必要な措置を講じる権限を有しているところ、更生保護事業を営む地方公共団体については、同条に基づき、地方公共団体の権限を擁護しない範囲で是正措置をとることができることから、事後的な是正措置の採録として、地方公共団体による事業の実施状況等を把握することは必要不可欠である(類型6②に該当)。 刑務所出所者等に対する一時保護事業は、刑事司法制度等の一端としてなされるものであり、国が主体となって、更生保護事業を営む者や保護司等が、役割分担や相互連携をしながら一体的に行う必要がある。国が地方公共団体による事業の実施状況等を把握できない場合、例えば、①地方公共団体が行った措置を、国や更生保護法人が重ねて行うなど、刑務所出所者等の自立更生のための措置を必要かつ相当な限度において適切に行うことが担保できなくなり、公平性を欠くことになるおそれがある。また、②地方公共団体の営む更生保護事業の内容の変更や廃止等が国への届出がないままなされると、前歴等により社会から排除されやすく、自立が困難な刑務所出所者等に対する必要な措置が継続されない結果、被保護者の改善更生が大きく阻害され、再犯の危険性が高まるなど、社会の安全を脅かすおそれがある。 また、連絡助成事業についても同様に、刑事司法制度等の一端としてなされるものであり、国が主体となって、更生保護事業を営む者及び保護司組織等が相互連携をしながら一体的に行う必要があることから、国は、保護司組織や更生保護法人等更生保護関係団体の状況の全体を把握しなければならぬ。国が地方公共団体による事業の実施状況等を把握できない場合、真に連絡、助成等を必要とする団体や活動を適切かつ効果的に支援していくことが困難になり、その結果、地方公共団体の行う事業も十分な効果が得られず、更生保護関係団体の混乱を招くといった多大な支障が生じるおそれがある。 以上のとおり、一時保護事業及び連絡助成事業を適正かつ効果的に実施するためには、地方公共団体の事後届出を存置する必要がある。
4	13	更生保護事業法	第51条		6	地方公共団体	法務大臣	終了した会計年度の事業の成績	報告	事後報告・届出・通知	×	×	×	国は、更生保護事業を営む者に対して、更生保護事業法第3条第1項により、当該事業の適正な運営を確保するための必要な措置を講じる権限を有しているところ、更生保護事業を営む地方公共団体については、同条に基づき、地方公共団体の権限を擁護しない範囲で是正措置をとることができることから、事後的な是正措置の採録として、地方公共団体による事業の実施状況等を把握することは必要不可欠である(類型6②に該当)。 刑務所出所者等に対する一時保護事業は、刑事司法制度等の一端としてなされるものであり、国が主体となって、更生保護事業を営む者や保護司等が、役割分担や相互連携をしながら一体的に行う必要がある。国が地方公共団体による事業の実施状況等を把握できない場合、例えば、①地方公共団体が行った措置を、国や更生保護法人が重ねて行うなど、刑務所出所者等の自立更生のための措置を必要かつ相当な限度において適切に行うことが担保できなくなり、公平性を欠くことになるおそれがある。また、②地方公共団体の営む更生保護事業の内容の変更や廃止等が国への届出がないままなされると、前歴等により社会から排除されやすく、自立が困難な刑務所出所者等に対する必要な措置が継続されない結果、被保護者の改善更生が大きく阻害され、再犯の危険性が高まるなど、社会の安全を脅かすおそれがある。 また、連絡助成事業についても同様に、刑事司法制度等の一端としてなされるものであり、国が主体となって、更生保護事業を営む者及び保護司組織等が相互連携をしながら一体的に行う必要があることから、国は、保護司組織や更生保護法人等更生保護関係団体の状況の全体を把握しなければならぬ。国が地方公共団体による事業の実施状況等を把握できない場合、真に連絡、助成等を必要とする団体や活動を適切かつ効果的に支援していくことが困難になり、その結果、地方公共団体の行う事業も十分な効果が得られず、更生保護関係団体の混乱を招くといった多大な支障が生じるおそれがある。 以上のとおり、一時保護事業及び連絡助成事業を適正かつ効果的に実施するためには、地方公共団体の事後届出を存置する必要がある。
4	14	心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律	第17条		5	都道府県(指定医療機関)	厚生労働大臣	指定医療機関の指定を辞退しようとするとき	届出	事前報告・届出・通知	3d	◆	◆	
4	17	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	第41条の3	第1項	6	都道府県公安委員会	国家公安委員会	国家公安委員会規則で定める事項	報告	事後報告・届出・通知	6α	◆	◆	
4	28	交通安全対策基本法	第25条	第4項	6	都道府県交通安全対策会議	内閣総理大臣及び指定行政機関の長	都道府県交通安全計画	報告	事後報告・届出・通知	②(イ)	◆	◆	
4	28	交通安全対策基本法	第25条	第5項	6	都道府県交通安全対策会議	内閣総理大臣及び指定行政機関の長	都道府県交通安全実施計画	報告	事後報告・届出・通知	②(イ)	◆	◆	

②(ア)国に対する通知・届出・報告等及び都道府県に対する市町村からの通知・届出・報告等

【見直し状況凡例】  
 ○：措置案どおり見直し  
 △：一部実施  
 ×：未実施  
 ◆：存置許容

分野	通番	法律名	条	項	現状					最終的な措置案		見直し状況	各府省回答	
					記号	主体	客体	内容	種類	類型	記号			措置案
4	28	交通安全対策基本法	第26条	第5項	6	市町村交通安全対策会議	都道府県知事	市町村交通安全計画	報告	事後報告・届出・通知	②(イ)	◆	◆	
4	28	交通安全対策基本法	第26条	第6項	6	市町村長	都道府県知事	市町村交通安全実施計画	報告	事後報告・届出・通知	②(イ)	◆	◆	
4	29	道路交通法	第51条の6	第1項	6	都道府県公安委員会	国家公安委員会	納付命令をした旨、第51条の4第13項の規定による督促をした旨、又は同条第16項の規定により納付命令を取り消した旨その他当該納付命令の原因となつた車両の使用者について内閣府令で定める事由が生じた旨、当該使用者の氏名及び住所、当該車両の車号等の番号その他内閣府令で定める事項	報告	事後報告・届出・通知	6α	◆	◆	
4	29	道路交通法	第63条	第6項	6	警察署長	故障車両の使用の本拠の位置を管轄する地方運輸局長	内閣府令・国土交通省令で定める事項	通知	事後報告・届出・通知	2⑤	◆	◆	
4	29	道路交通法	第75条	第3項	4	都道府県公安委員会	道路運送法の規定による自動車運送事業者又は貨物利用運送事業法の規定による第二種貨物利用運送事業を監督する行政庁	(第75条第2項の規定による命令をしようとする場合)	意見聴取	意見聴取	2⑤	◆	◆	
4	29	道路交通法	第106条		6	都道府県公安委員会	国家公安委員会	内閣府令・国土交通省令で定める事項	報告	事後報告・届出・通知	6α	◆	◆	
4	29	道路交通法	第107条の6		6	都道府県公安委員会	国家公安委員会	内閣府令で定める事項	報告	事後報告・届出・通知	×	×	○	
4	29	道路交通法	第108条の34		6	都道府県公安委員会	道路運送法の規定による自動車運送事業、貨物利用運送事業、又は第二種貨物利用運送事業又は軌道法の規定による軌道の事業を監督する行政庁	道路運送法若しくは道路交 通法に基づく命令の規定又は 道路運送法の規定に基づ く知分の違反の内容	通知	事後報告・届出・通知	2⑤	◆	◆	
4	29	道路交通法	第110条の2	第2項	4	都道府県公安委員会	関係地方行政機関の長その他政令で定める者	(第4条第1項の規定に基づき第8条第1項の道路標識等により自動車の通行を禁止しようとする場合において、その禁止を行なうことにより、広域にわたる道路における交通に著しい影響が及ぶおそれがあるとき)	意見聴取	意見聴取	×	×	×	本項は、都道府県公安委員会が自動車の通行禁止の交通規制をしようとする場合において、それにより広域的に道路交通に著しい影響が及ぶおそれがあるときは、都道府県知事、地方整備局長、(政令で定める者である)政令指定都市の長等の意見を聴かなければならないこととしている。 本項は、自動車の通行禁止という影響の大きい交通規制を行うことで、国民の生活や経済活動に想定外の悪影響を与えることのないよう、関係する行政主体からの意見聴取を規定しており、その行政主体が国、都道府県、市のいずれであるかは問わない規定である。 したがって、本項は、「関係地方行政機関の長」が国であることを理由に意見聴取をする規定ではないため、施設管理者に係る通知等と同様に、②(イ)に該当する。 また、都道府県知事及び政令指定都市の長(その他政令で定める者)に対する意見聴取は、国に対するものではないため、当然に②(イ)に該当する。 なお、仮に本項が変更され、関係行政主体からの意見聴取が行われないこととなれば、都道府県公安委員会による自動車の通行禁止により、社会経済活動に想定外の悪影響を及ぼす事態が生じかねない。
4	29	道路交通法	第110条の2	第3項	4	都道府県公安委員会	道路の管理者	(第4条第1項の規定に基づき、道路標識等により交通の規制を行うおそれがあるとき)	意見聴取	意見聴取	②(イ)	◆	◆	
4	29	道路交通法	第110条の2	第3項	6	都道府県公安委員会	道路の管理者	(第4条第1項の規定に基づき、第8条第1項の道路標識等により交通の規制を行う場合において緊急を要するためやむを得ないとき)	報告	事後報告・届出・通知	②(イ)	◆	◆	
4	29	道路交通法	第111条	第3項	6	都道府県公安委員会	道路管理者	第111条第1項の規定による調査の結果	通知	事後報告・届出・通知	②(イ)	◆	◆	
4	29	道路交通法	第111条	第3項	6	都道府県公安委員会	関係行政庁	第111条第1項の規定による調査の結果	通知	事後報告・届出・通知	×	×	×	本項は、都道府県公安委員会が「必要があると認めるとき」に限り道路交通に関する調査結果を関係行政庁に通知することとしているものであり、そもそも都道府県公安委員会に「職務付け」を行う規定ではないから、見直しの対象とすべきものではない。 また、「関係行政庁」には、国だけでなく地方公共団体の機関も含まれており、本項は、国、都道府県、市町村を問わず、関係する行政主体全てに対して通知を行う規定であるため、施設管理者に係る通知等と同様に、②(イ)に該当する。 なお、仮に本項の規定が変更され、都道府県公安委員会の実施した調査の結果が関係する行政主体に通知されないこととなれば、同様の調査を重ねて別の行政主体が実施し、二重支出を招く事態も生じかねない。
4	31	自動車の保管場所の確保等に関する法律	第13条	第2項	6	都道府県公安委員会	自動車運送事業者又は第二種貨物利用運送事業を監督する行政庁	運送事業用自動車の保有者が道路上の場所以外の場所に当該自動車の保管場所を確保していないおそれがある旨	通知	事後報告・届出・通知	2⑤	◆	◆	
4	32	自動車運転代行の業務の適正化に関する法律	第8条	第2項	6	都道府県公安委員会	国土交通大臣	第8条第1項の規定による届出があった旨	通知	事後報告・届出・通知	6②	◆	◆	
4	32	自動車運転代行の業務の適正化に関する法律	第9条	第3項	6	都道府県公安委員会	国土交通大臣	第9条第1項又は第2項の規定による認定証の返納があった旨	通知	事後報告・届出・通知	6②	◆	◆	
4	32	自動車運転代行の業務の適正化に関する法律	第22条	第1項	6	都道府県公安委員会	国土交通大臣	第22条第1項の規定による指示をした旨	通知	事後報告・届出・通知	2⑤	◆	◆	

②(ア)国に対する通知・届出・報告等及び都道府県に対する市町村からの通知・届出・報告等

【見直し状況凡例】  
 ○：措置案どおり見直し  
 △：一部実施  
 ×：未実施  
 ◆：存置許容

分野	通番	法律名	条	項	現状						最終的な措置案		見直し状況	各府省回答
					記号	主体	客体	内容	種類	類型	記号	措置案		
4	33	消防組織法	第33条	第5項	6	広域化対象市町村	都道府県知事	市町村の消防の広域化に関する協議の推進に必要措置を講じなければならない旨の勧告に基づいて講じた措置	通知	事後報告・届出・通知	×	×	○	
4	34	消防法	第13条の8	第1項	6	委任都道府県知事	総務大臣	指定試験機関にその危険物取扱者試験事務を行わせることとした旨	報告	事後報告・届出・通知	×	×	○	
4	34	消防法	第13条の19	第2項	6	委任都道府県知事	総務大臣	指定試験機関に危険物取扱者試験事務を行わせないこととした旨	報告	事後報告・届出・通知	×	×	○	
5	2	国土利用計画法	第7条	第5項	6	都道府県	国土交通大臣	都道府県計画	報告	事後報告・届出・通知	6②	◆	◆	
5	2	国土利用計画法	第8条	第5項	6	市町村	都道府県知事	市町村計画	報告	事後報告・届出・通知	6②	◆	◆	
5	2	国土利用計画法	第12条	第5項	6	都道府県知事	国土交通大臣	規制区域等	報告	事後報告・届出・通知	6②	◆	◆	
5	2	国土利用計画法	第12条	第8項	6	都道府県知事	国土交通大臣	規制区域の指定が相当であることについて土地利用審査会の確認を受けられなかったこと	報告	事後報告・届出・通知	6②	◆	◆	
5	2	国土利用計画法	第15条	第2項	5	市町村長	都道府県知事	意見を付す	添付	事前報告・届出・通知	×	×	○	
5	7	国土調査法	第31条	第2項	6	市町村長	標識を設置した者(国又は都道府県)	標識等について滅失、破損その他異常がある旨	通知	事後報告・届出・通知	×	×	○	
5	10	水源地域対策特別措置法	第4条	第1項	5	都道府県知事	国土交通大臣	水源地域整備計画の案	提出	事前報告・届出・通知	5α	◆	◆	
5	14	沖縄振興特別措置法	第5条	第1項	5	沖縄県知事	内閣総理大臣	沖縄振興計画の案	提出	事前報告・届出・通知	5α	◆	○	
5	14	沖縄振興特別措置法	第11条	第2項	5	沖縄県	国土交通大臣	利用者利便増進事業計画に係る意見	添付	事前報告・届出・通知	×	×	○	
5	15	沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律	第6条	第5項	5	沖縄県知事又は関係市町村の長	国	意見書	提出	事前報告・届出・通知	×	×	○	
5	15	沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律	第10条	第4項	6	関係市町村の長	沖縄県知事	市町村総合整備計画	報告	事後報告・届出・通知	×	×	○	
5	15	沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律	第10条	第5項	6	沖縄県知事	内閣総理大臣	第10条第4項の規定により市町村総合整備計画について報告を受けた旨	報告	事後報告・届出・通知	×	×	○	
5	15	沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律	第11条	第3項	6	沖縄県知事	内閣総理大臣	県総合整備計画	報告	事後報告・届出・通知	×	×	○	
5	16	離島振興法	第4条	第5項	6	都道府県	国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣	離島振興計画	提出	事後報告・届出・通知	6①	◆	◆	
5	17	山村振興法	第7条	第2項	5	都道府県知事	主務大臣	振興山村の指定を受けようとするとき、当該山村の区域を管轄する市町村長に協議し、申請書を提出。	提出	事前報告・届出・通知	5α	◆	◆	
5	17	山村振興法	第8条	第2項	6	振興山村市町村	主務大臣	山村振興計画を定めたときは、直ちに、提出。	提出	事後報告・届出・通知	6①	◆	◆	
5	18	過疎地域自立促進特別措置法	第6条	第4項(⇒第5項)	6	過疎地域の市町村	総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣	市町村計画	提出	事後報告・届出・通知	6①	◆	◆	
5	18	過疎地域自立促進特別措置法	第7条	第1項(⇒第4項)	6	都道府県	総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣	都道府県計画	提出	事後報告・届出・通知	6①	◆	◆	
5	19	農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律	第6条	第1項	6	都道府県又は市町村	農林水産大臣	次項の交付金を充てて当該活性化計画に基づく事業等の実施をしようとするときは、当該活性化計画を提出。	提出	事後報告・届出・通知	6①	◆	◆	
5	19	農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律	第8条	第2項	5	市町村	都道府県知事	前項の規定による公告をしようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を通知。	通知	事前報告・届出・通知	1②	◆	◆	
5	24	測量法	第21条	第1項	6	測量計画機関(市町村)	関係都道府県知事	設置した永久標識又は一時標識の種類及び所在地その他国土交通省令で定める事項	通知	事後報告・届出・通知	6α	◆	◆	

②(ア)国に対する通知・届出・報告等及び都道府県に対する市町村からの通知・届出・報告等

【見直し状況凡例】  
 ○：措置家どおり見直し  
 △：一部実施  
 ×：未実施  
 ◆：存置許容

分野	通番	法律名	条	項	現状					最終的な措置案		見直し状況	各府省回答	
					記号	主体	客体	内容	種類	類型	記号			措置案
5	24	測量法	第23条	第1項	6	測量計画機関(市町村)	関係都道府県知事	移転、撤去又は廃棄した永久標識又は一時標識の種類及び旧所在地その他国土交通省令で定める事項	通知	事後報告・届出・通知	6α	◆	◆	
5	24	測量法	第40条	第1項	6	測量計画機関(市町村又は都道府県)	国土地理院の長	公共測量の測量成果の写	送付	事後報告・届出・通知	1②	◆	◆	
5	25	土地収用法	第18条	第3項	5	起業者(市町村又は都道府県)	都道府県知事又は国土交通大臣	意見書を得ることができなかった事情を疎明する書面	添付	事前報告・届出・通知	5α	◆	◆	
5	25	土地収用法	第21条	第1項	4	都道府県知事	関係のある行政機関若しくは地方支分部局の長	事業の認定の処分等について	意見聴取	意見聴取	②(イ)	◆	◆	
5	25	土地収用法	第26条	第2項	6	都道府県知事	国土交通大臣	事業認定の告示をした旨	報告	事後報告・届出・通知	②(イ)	◆	◆	
5	25	土地収用法	第26条	第2項	6	都道府県知事	国土交通大臣	事業認定に関する書類の写	送付	事後報告・届出・通知	×	×	○	
5	25	土地収用法	第27条	第1項	6	起業者(市町村)	都道府県知事	国土交通大臣に対する事業の認定の申請	通知	事後報告・届出・通知	1②	◆	◆	
5	25	土地収用法	第27条	第6項	5	都道府県知事	国土交通大臣	既に開かれた公聴会の記録、既に提出された利害関係人の意見書等当該事業の認定に関する処分を行うために必要な書類	送付	事前報告・届出・通知	4①	◆	◆	
5	25	土地収用法	第30条	第2項	6	都道府県知事	国土交通大臣	事業の全部又は一部の廃止又は変更のために土地を収用し、又は使用する必要がなくなった旨	報告	事後報告・届出・通知	×	×	×	「具体的措置方針」において「第3次勧告(b)協議、同意、許可・認可・承認」において協議、同意、許可・認可・承認が許容された類型(1a~3①)に該当する場合は、それより弱い形態である通知・届出・報告等を許容することとされていることから、本条項については、存置が許容されていると見做す。なお、「公用収用に関する事務を処理する場合」については、地方分権推進計画及び第2次勧告メルクマール(iv, g)において許可・認可・承認を許容するとされ、第3次勧告のメルクマール(iii, e)においても、類型3①に該当する場合の効果と何ら変わりはない(P11、注釈14)とされている。 また、都道府県知事が行った事業認定に係る事業の廃止・変更に伴い、そのことを周知する告示その他の措置が適切に行われるのを法的に担保し、事業認定を失効させ、土地所有者等の私的財産権に対する制限を解除するとともに、必要に応じ、事後の是正措置を講ずるには、事業の廃止・変更に係る報告を受けることができるようにする規定が必要である。 事業の廃止又は変更については、不適正な事業認定を原因として行われ、社会的にも問題となりうるものもあることから、このような場合に事後の是正措置を適切に講ずるには、その端緒となる本規定に基づく報告が不可欠であり、法を所管する立場として、事業認定時の報告(26条2項)と併せ、適切に把握する必要がある。
5	25	土地収用法	第30条	第3項	6	都道府県知事	国土交通大臣	事業の全部又は一部の廃止又は変更のために土地を収用し、又は使用する必要がなくなった旨	報告	事後報告・届出・通知	×	×	×	「具体的措置方針」において「第3次勧告(b)協議、同意、許可・認可・承認」において協議、同意、許可・認可・承認が許容された類型(1a~3①)に該当する場合は、それより弱い形態である通知・届出・報告等を許容することとされていることから、本条項については、存置が許容されていると見做す。なお、「公用収用に関する事務を処理する場合」については、地方分権推進計画及び第2次勧告メルクマール(iv, g)において許可・認可・承認を許容するとされ、第3次勧告のメルクマール(iii, e)においても、類型3①に該当する場合の効果と何ら変わりはない(P11、注釈14)とされている。 また、都道府県知事が行った事業認定に係る事業の廃止・変更に伴い、そのことを周知する告示その他の措置が適切に行われるのを法的に担保し、事業認定を失効させ、土地所有者等の私的財産権に対する制限を解除するとともに、必要に応じ、事後の是正措置を講ずるには、事業の廃止・変更に係る報告を受けることができるようにする規定が必要である。 事業の廃止又は変更については、不適正な事業認定を原因として行われ、社会的にも問題となりうるものもあることから、このような場合に事後の是正措置を適切に講ずるには、その端緒となる本規定に基づく報告が不可欠であり、法を所管する立場として、事業認定時の報告(26条2項)と併せ、適切に把握する必要がある。
5	25	土地収用法	第32条	第1項	5	起業者(市町村又は都道府県)	都道府県知事又は国土交通大臣	手続きを保留する旨及び手続きを保留する起業者の範囲を記載した申立書	提出	事前報告・届出・通知	5α	◆	◆	
5	25	土地収用法	第34条の2	第1項	5	起業者(市町村)	都道府県知事	事業認定の告示された事項及び手続き保留の告示された事項並びに収用又は使用の手続きを開始しようとする土地を告示する図面を添付し記載した申立書	提出	事前報告・届出・通知	5α	◆	◆	
5	25	土地収用法	第47条の3	第1項	5	起業者(市町村)	収用委員会	明渡裁決の申立てに係る土地の所在等を記載した書類	提出	事前報告・届出・通知	5α	◆	◆	
5	25	土地収用法	第47条の3	第4項	5	起業者(市町村)	収用委員会	新たな物件調査又はその写し及び従前の物件調査又はその写し	提出	事前報告・届出・通知	5α	◆	◆	

②(ア)国に対する通知・届出・報告等及び都道府県に対する市町村からの通知・届出・報告等

【見直し状況凡例】  
 ○：措置案どおり見直し  
 △：一部実施  
 ×：未実施  
 ◆：存置許容

分野	通番	法律名	条	項	現状					最終的な措置案		見直し状況	各府省回答	
					記号	主体	客体	内容	種類	類型	記号			措置案
5	25	土地収用法	第96条	第4項	6	起業者(市町村又は都道府県)	配当手続きを実施すべき機関	自己の見積り金額	通知	事後報告・届出・通知	1②	◆	◆	
5	25	土地収用法	第116条	第2項	5	起業者(市町村)	取用委員会	土地所有者及び関係人の同意を得たことを証する書面を添えた確認申請書	届出	事前報告・届出・通知	5α	◆	◆	
5	26	土地区画整理法	第9条	第3項	6	都道府県知事	国土交通大臣	施行地区及び設計の概要を表示する図書	送付	事後報告・届出・通知	②(イ)	◆	◆	
5	26	土地区画整理法	第21条	第3項	6	都道府県知事	国土交通大臣	施行地区及び設計の概要を表示する図書	送付	事後報告・届出・通知	②(イ)	◆	◆	
5	26	土地区画整理法	第39条	第4項	6	都道府県知事	国土交通大臣	変更に係る施行地区及び設計の概要を表示する図書	送付	事後報告・届出・通知	②(イ)	◆	◆	
5	26	土地区画整理法	第51条の9	第3項	6	都道府県知事	国土交通大臣	施行地区及び設計の概要を表示する図書	送付	事後報告・届出・通知	②(イ)	◆	◆	
5	26	土地区画整理法	第55条	第1項	5	市町村長	都道府県知事	事業計画	送付	事前報告・届出・通知	c3②	◆	◆	
5	26	土地区画整理法	第55条	第7項	5	市町村又は都道府県	都道府県知事又は国土交通大臣	施行地区及び設計の概要を表示する図書	届出	事前報告・届出・通知	5α	◆	◆	
5	26	土地区画整理法	第55条	第8項	6	都道府県知事	国土交通大臣	施行地区及び設計の概要を表示する図書の写	送付	事後報告・届出・通知	②(イ)	◆	◆	
5	26	土地区画整理法	第63条		6	施行者(市町村又は都道府県)	登記所	国土交通省令で定める事項(施行地区の土地の名称等)	届出	事後報告・届出・通知	6①	◆	◆	
5	26	土地区画整理法	第103条	第3項	6	市町村	都道府県知事	換地処分をした旨	届出	事後報告・届出・通知	1②	◆	◆	
5	26	土地区画整理法	第107条	第1項	6	施行者(市町村又は都道府県)	登記所	換地処分があった旨の公告があった旨	通知	事後報告・届出・通知	1②	◆	◆	
5	29	大深度地下の公共的使用に関する特別措置法	第12条	第1項	5	事業者(市町村又は都道府県)	都道府県知事又は国土交通大臣	事業概要書	送付	事前報告・届出・通知	5α	◆	◆	
5	29	大深度地下の公共的使用に関する特別措置法	第12条	第3項	6	都道府県知事	協議会の構成員(国)	事業概要書の写	送付	事後報告・届出・通知	1②	◆	◆	
5	29	大深度地下の公共的使用に関する特別措置法	第14条	第2項	5	事業者(市町村又は都道府県)	都道府県知事又は国土交通大臣	使用の認可を申請する理由を記載した書類等	添付	事前報告・届出・通知	5α	◆	◆	

②(ア)国に対する通知・届出・報告等及び都道府県に対する市町村からの通知・届出・報告等

【見直し状況凡例】  
 ○：措置案どおり見直し  
 △：一部実施  
 ×：未実施  
 ◆：存置許容

分野	通番	法律名	条	項	現状						最終的な措置案		見直し状況	各府省回答
					記号	主体	客体	内容	種類	類型	記号	措置案		
5	29	大深度地下の公共的使用に関する特別措置法	第14条	第5項	5	事業者(市町村又は都道府県)	都道府県知事又は国土交通大臣	意見書を得ることができなかった事情を疎明する書類	添付	事前報告・届出・通知	5α	◆	◆	
5	29	大深度地下の公共的使用に関する特別措置法	第18条	第1項	4	都道府県知事	関係のある行政機関(国)	使用認可申請書において事業の用に供する者等の意見書を得ることができなかったこと等について	意見聴取	意見聴取	②(イ)	◆	◆	
5	29	大深度地下の公共的使用に関する特別措置法	第21条	第3項	6	都道府県知事	国土交通大臣	使用の認可の告示	報告	事後報告・届出・通知	②(イ)	◆	◆	
5	29	大深度地下の公共的使用に関する特別措置法	第21条	第3項	6	都道府県知事	国土交通大臣	使用の認可に関する書類の写	送付	事後報告・届出・通知	×	×	○	
5	29	大深度地下の公共的使用に関する特別措置法	第28条	第6項	6	都道府県知事	国土交通大臣	使用認可に基づく権利の譲渡に係る承認の告示をした旨	報告	事後報告・届出・通知	②(イ)	◆	◆	
5	29	大深度地下の公共的使用に関する特別措置法	第30条	第4項	6	都道府県知事	国土交通大臣	事業区域の全部又は一部の使用が廃止されたことを告示した旨	報告	事後報告・届出・通知	②(イ)	◆	◆	
6	1	都市計画法	第18条の2	第3項	6	市町村	都道府県知事	市町村の都市計画に関する基本的な方針	通知	事後報告・届出・通知	②(イ)	◆	◆	
6	1	都市計画法	第20条	第1項	6	都道府県	国土交通大臣(都市計画決定権者である場合以外)	都市計画に係る総括図、計画面図及び計画書の写し	送付	事後報告・届出・通知	×	×	○	
6	1	都市計画法	第20条	第1項	6	市町村	国土交通大臣(都市計画決定権者である場合)	都市計画に係る総括図、計画面図及び計画書の写し	送付	事後報告・届出・通知	4①	◆	◆	
6	1	都市計画法	第20条	第1項	6	市町村	国土交通大臣(都市計画決定権者である場合以外)	都市計画に係る総括図、計画面図及び計画書の写し	送付	事後報告・届出・通知	×	×	○	
6	1	都市計画法	第20条	第1項	6	市町村	都道府県知事	都市計画に係る総括図、計画面図及び計画書の写し	送付	事後報告・届出・通知	4①	◆	◆	
6	1	都市計画法	第58条の6	第2項	6	市町村長	都道府県知事	遊休土地転換利用促進地区内の土地の所有者等に当該土地が遊休土地である旨を通知した旨	通知	事後報告・届出・通知	4①	◆	◆	
6	1	都市計画法	第59条	第6項	4	都道府県知事	用排水施設等を管理する者等	都市計画事業の認可等しようとする場合における意見聴取	意見聴取	意見聴取	②(イ)	◆	◆	
6	1	都市計画法	第60条	第1項	5	市町村(都道府県)	都道府県知事(国土交通大臣)	都市計画事業の認可を受けようとする場合の施行者の名称等を記載した申請書	届出	事前報告・届出・通知	5α	◆	◆	

②(ア)国に対する通知・届出・報告等及び都道府県に対する市町村からの通知・届出・報告等

【見直し状況凡例】  
 ○：措置案どおり見直し  
 △：一部実施  
 ×：未実施  
 ◆：存置許容

分野	通番	法律名	条	項	現状						最終的な措置案		見直し状況	各府省回答
					記号	主体	客体	内容	種類	類型	記号	措置案		
6	1	都市計画法	第60条	第3項	5	市町村 (都道府県)	都道府県知事 (国土交通大臣)	第1項の申請書に加えて、事業地を表示する図面等	添付	事前報告・届出・通知	5α	◆	◆	
6	1	都市計画法	第62条	第1項	6	都道府県知事	国土交通大臣	都市計画事業に係る事業地を表示する図面、設計の概要を表示する図書の写し	送付	事後報告・届出・通知	②(イ)	◆	◆	
6	1	都市計画法	第72条	第1項	5	施行者	都道府県知事 (国土交通大臣)	収用又は使用の手続を保留しようとする旨及び手続を保留する事業地の範囲を記載した申立書	提出	事前報告・届出・通知	5α	◆	◆	
6	1	都市計画法	第87条の2	第4項	4	指定都市	都道府県知事	指定都市が国土交通大臣に協議しようとする場合における意見聴取	意見聴取	意見聴取	4①	◆	◆	
6	2	都市再生特別措置法	第46条	第12項(⇒第16項)	6	市町村	都道府県	都市再生整備計画の写し	送付	事後報告・届出・通知	2①	◆	◆	
6	3	都市再開発法	第7条の6	第5項	6	都道府県 (市町村)	都道府県知事	土地を買い取らない旨	通知	事後報告・届出・通知	1②	◆	◆	
6	3	都市再開発法	第7条の15	第1項	6	都道府県知事	国土交通大臣	施行地区及び設計の概要を表示する図書	送付	事後報告・届出・通知	②(イ)	◆	◆	
6	3	都市再開発法	第19条	第1項	6	都道府県知事	国土交通大臣	施行地区及び設計の概要を表示する図書	送付	事後報告・届出・通知	②(イ)	◆	◆	
6	3	都市再開発法	第50条の8	第1項	6	都道府県知事	国土交通大臣	施行地区及び設計の概要を表示する図書	送付	事後報告・届出・通知	②(イ)	◆	◆	
6	3	都市再開発法	第53条	第3項	5	地方公共団体	国土交通大臣 (都道府県知事)	施行地区及び設計の概要を表示する図書	提出	事前報告・届出・通知	5α	◆	◆	
6	3	都市再開発法	第55条	第1項	6	都道府県知事	国土交通大臣	施行地区及び設計の概要を表示する図書の写し	送付	事後報告・届出・通知	②(イ)	◆	◆	
6	3	都市再開発法	第86条の2		6	施行者	施行地区を管轄する登記所	権利変換日その他国土交通省令で定める事項	通知	事後報告・届出・通知	1②	◆	◆	
6	3	都市再開発法	第94条	第5項	6	施行者	配当手続を実施すべき機関	自己の見積り金額	通知	事後報告・届出・通知	1②	◆	◆	
6	3	都市再開発法	第99条の4		5	特定建築者となる者	施行者	建築計画及び当該特定施設建築物の管理処分に関する計画	提出	事前報告・届出・通知	②(イ)	◆	◆	
6	3	都市再開発法	第99条の5	第1項	6	施行者	特定建築者	特定施設建築物の敷地の整備を完了した旨	通知	事後報告・届出・通知	1②	◆	◆	

②(ア)国に対する通知・届出・報告等及び都道府県に対する市町村からの通知・届出・報告等

【見直し状況凡例】  
 ○: 措置案どおり見直し  
 △: 一部実施  
 ×: 未実施  
 ◆: 存置許容

分野	通番	法律名	条	項	現状						最終的な措置案		見直し状況	各府省回答
					記号	主体	客体	内容	種類	類型	記号	措置案		
6	3	都市再開発法	第99条の6	第1項	6	特定建築者	施行者	特定施設建築物の建築工事を完了した旨	届出	事後報告・届出・通知	②(イ)	◆	◆	
6	3	都市再開発法	第117条	第1項	6	市町村長	都道府県知事	事業代行終了の旨	通知	事後報告・届出・通知	1②	◆	◆	
6	3	都市再開発法	第118条の26	第2項	5	施行者	収用委員会	譲受け希望の申出があつたことを証する書面	届出	事前報告・届出・通知	5α	◆	◆	
6	4	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第13条	第3項	6	市町村長	関係都道府県知事	延焼等危険建築物に対する除却の勧告した旨	通知	事後報告・届出・通知	②(イ)	◆	◆	
6	4	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第17条	第2項	6	市町村長	都道府県	認定居住安定計画に定められた代替住宅及び入居申出期間を示して、当該居住安定計画の認定をした旨	通知	事後報告・届出・通知	1②	◆	◆	
6	4	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第36条	第2項	5	市町村	都道府県知事	防災街区整備権利移転等促進計画について公告をしようとする旨	通知	事前報告・届出・通知	×	×	○	
6	4	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第128条	第1項	6	都道府県知事	国土交通大臣	施行地区及び設計の概要を表示する図書	送付	事後報告・届出・通知	②(イ)	◆	◆	
6	4	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第143条	第1項	6	都道府県知事	国土交通大臣	施行地区及び設計の概要を表示する図書	送付	事後報告・届出・通知	②(イ)	◆	◆	
6	4	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第171条	第1項	6	都道府県知事	国土交通大臣	施行地区及び設計の概要を表示する図書	送付	事後報告・届出・通知	②(イ)	◆	◆	
6	4	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第183条	第1項	6	都道府県知事	国土交通大臣	施行地区及び設計の概要を表示する図書の写し	送付	事後報告・届出・通知	②(イ)	◆	◆	
6	4	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第220条		6	施行者	施行地区を管轄する登記所	権利変換日その他国土交通省令で定める事項	通知	事後報告・届出・通知	1②	◆	◆	
6	4	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第237条		5	特定建築者となる者	施行者	建築計画及び当該特定施設建築物の管理処分に関する計画	届出	事前報告・届出・通知	②(イ)	◆	◆	
6	4	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第238条	第1項	6	施行者	特定建築者	特定施設建築物の敷地の整備を完了した旨	通知	事後報告・届出・通知	1②	◆	◆	
6	4	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第239条	第1項	6	特定建築者	施行者	特定施設建築物の建築工事を完了した旨	届出	事後報告・届出・通知	②(イ)	◆	◆	
6	4	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第261条	第1項	6	市町村長	都道府県知事	事業代行終了の旨	通知	事後報告・届出・通知	1②	◆	◆	
6	5	都市緑地法	第4条	第7項	6	市町村	都道府県知事	緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画	通知	事後報告・届出・通知	1②	◆	◆	

②(ア)国に対する通知・届出・報告等及び都道府県に対する市町村からの通知・届出・報告等

【見直し状況凡例】  
 ○：措置案どおり見直し  
 △：一部実施  
 ×：未実施  
 ◆：存置許容

分野	通番	法律名	条	項	現状					最終的な措置案		見直し状況	各府省回答	
					記号	主体	客体	内容	種類	類型	記号			措置案
6	5	都市緑地法	第8条	第7項	5	地方公共団体	都道府県知事	緑地保全地域内において、建築物等の新築等の届出を要する行為をしようとする旨	通知	事前報告・届出・通知	2⑥	◆	◆	
6	5	都市緑地法	第37条	第2項	6	市町村長	建築物を管理する機関の長	国又は地方公共団体の建築物が第35条(第4項を除く)の規定等に違反している事実がある旨	通知	事後報告・届出・通知	②(イ)	◆	◆	
6	7	駐車場法	第4条	第3項	4	市町村	関係のある道路管理者	駐車場計画を定めようとする場合	意見聴取	意見聴取	②(イ)	◆	◆	
6	7	駐車場法	第4条	第3項	4	市町村	都道府県公安委員会	駐車場計画を定めようとする場合	意見聴取	意見聴取	2⑤	◆	◆	
6	7	駐車場法	第4条	第4項	6	市町村	関係のある道路管理者	地方公共団体の設置する路上駐車場に設置する路上駐車場で駐車場整備地区内にある路外駐車場によっては満たされない自動車の駐車需要に応ずるため必要なものの配置及び規模並びに設置主体	通知	事後報告・届出・通知	②(イ)	◆	◆	
6	7	駐車場法	第4条	第4項	6	市町村	都道府県公安委員会	地方公共団体の設置する路上駐車場で駐車場整備地区内にある路外駐車場によっては満たされない自動車の駐車需要に応ずるため必要なものの配置及び規模並びに設置主体	通知	事後報告・届出・通知	2⑤	◆	◆	
6	7	駐車場法	第5条	第2項	4	地方公共団体	都道府県公安委員会	路上駐車場を設置しようとする場合の意見聴取	意見聴取	意見聴取	2⑤	◆	◆	
6	8	首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律	第18条	第2項	6	施行者	国土交通大臣(都県知事)	施行計画を定めた旨	届出	事後報告・届出・通知	6②	◆	◆	
6	8	首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律	第18条の2	第2項	6	施行者	国土交通大臣	処分管理計画を定めた旨	届出	事後報告・届出・通知	6②	◆	◆	
6	8	首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律	第19条	第1項	6	施行者	都県知事	製造工場等の敷地の造成に関する工事を完了した旨	届出	事後報告・届出・通知	1②	◆	◆	
6	10	成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律	第2条	第1項	5	千葉県知事	総務大臣	空港周辺地域整備計画の案	提出	事前報告・届出・通知	5α	◆	◆	
6	11	近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律	第24条	第2項	6	施行者	国土交通大臣(府県知事)	施行計画を定めた旨	届出	事後報告・届出・通知	6②	◆	◆	
6	11	近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律	第25条	第2項	6	施行者	国土交通大臣	処分管理計画を定めた旨	届出	事後報告・届出・通知	6②	◆	◆	
6	11	近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律	第26条	第1項	6	施行者	都県知事	製造工場等の敷地の造成に関する工事を完了した旨	届出	事後報告・届出・通知	1②	◆	◆	

②(ア)国に対する通知・届出・報告等及び都道府県に対する市町村からの通知・届出・報告等

【見直し状況凡例】  
 ○：措置案どおり見直し  
 △：一部実施  
 ×：未実施  
 ◆：存置許容

分野	通番	法律名	条	項	現状						最終的な措置案		見直し状況	各府省回答
					記号	主体	客体	内容	種類	類型	記号	措置案		
6	12	近畿圏の保全区域の整備に関する法律	第3条	第3項	6	関係府県知事	国土交通大臣	特定保全区域に係る保全区域整備計画以外の保全区域整備計画	通知	事後報告・届出・通知	6①	◆	◆	
6	13	中部圏開発整備法	第10条		5	関係県	国土交通大臣	中部圏開発整備計画の案	届出	事前報告・届出・通知	5α	◆	◆	
6	14	中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律	第3条	第3項	6	関係県知事	国土交通大臣	保全区域整備計画	通知	事後報告・届出・通知	6①	◆	◆	
6	15	新都市基盤整備法	第7条	第3項	5	施行者	国土交通大臣(都道府県知事)	第1項の申請書に加えて、施行地区を表示する図面等	添付	事前報告・届出・通知	5α	◆	◆	
6	15	新都市基盤整備法	第13条	第1項	6	施行者	国土交通大臣(都道府県知事)	確定収用率	届出	事後報告・届出・通知	1②	◆	◆	
6	16	地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律	第6条	第7項	6	都道府県知事	関係行政機関の長	基本計画に同意した旨	通知	事後報告・届出・通知	6①	◆	◆	
6	17	流通業務市街地の整備に関する法律	第26条	第2項	6	施行者	国土交通大臣(都道府県知事)	流通業務団地造成事業の施行計画	届出	事後報告・届出・通知	6②	◆	◆	
6	17	流通業務市街地の整備に関する法律	第30条	第1項	6	施行者	都道府県知事	事業地(事業地を工区に分けたときは、工区)の全部について工事を完了した旨	届出	事後報告・届出・通知	1②	◆	◆	
6	18	中心市街地の活性化に関する法律	第24条		6	市町村長	関係都道府県知事	中心市街地共同住宅供給事業の実施に関する計画の認定をした旨	通知	事後報告・届出・通知	6①	◆	◆	
6	18	中心市街地の活性化に関する法律	第40条	第2項	5	市町村	主務大臣	特定民間中心市街地活性化事業計画に係る意見	送付	事前報告・届出・通知	×	×	○	
6	19	筑波研究学園都市建設法	第8条	第3項	6	茨城県知事	国土交通大臣	周辺開発地区整備計画	通知	事後報告・届出・通知	6①	◆	◆	
6	21	広島平和記念都市建設法	第5条	第1項	6	平和記念都市建設事業の執行者	国土交通大臣	平和記念都市建設事業の進捗状況(少なくとも六箇月ごと)	報告	事後報告・届出・通知	6①	◆	◆	
6	22	長崎国際文化都市建設法	第5条	第1項	6	国際文化都市建設事業の執行者	国土交通大臣	国際文化都市建設事業の進捗状況(少なくとも六箇月ごと)	報告	事後報告・届出・通知	6①	◆	◆	
6	23	旧軍港市転換法	第7条	第1項	6	旧軍港市転換事業の執行者	国土交通大臣及び財務大臣	旧軍港市転換事業の進捗状況(六箇月ごと)	報告	事後報告・届出・通知	6①	◆	◆	

②(ア)国に対する通知・届出・報告等及び都道府県に対する市町村からの通知・届出・報告等

【見直し状況凡例】  
 ○：措置案どおり見直し  
 △：一部実施  
 ×：未実施  
 ◆：存置許容

分野	通番	法律名	条	項	現状					最終的な措置案		見直し状況	各府省回答	
					記号	主体	客体	内容	種類	類型	記号			措置案
6	24	別府国際観光温泉文化都市建設法	第5条	第1項	6	別府国際観光温泉文化都市建設事業の執行者	国土交通大臣	別府国際観光温泉文化都市建設事業の進捗状況(少なくとも六箇月ごと)	報告	事後報告・届出・通知	6①	◆	◆	
6	25	伊東国際観光温泉文化都市建設法	第6条	第1項	6	伊東国際観光温泉文化都市建設事業の執行者	国土交通大臣	伊東国際観光温泉文化都市建設事業の進捗状況(少なくとも六箇月ごと)	報告	事後報告・届出・通知	6①	◆	◆	
6	26	熱海国際観光温泉文化都市建設法	第5条	第1項	6	熱海国際観光温泉文化都市建設事業の執行者	国土交通大臣	熱海国際観光温泉文化都市建設事業の進捗状況(少なくとも六箇月ごと)	報告	事後報告・届出・通知	6①	◆	◆	
6	27	横浜国際港都建設法	第6条	第1項	6	横浜市の市長	国土交通大臣	横浜国際港都建設事業の進捗状況(少なくとも六箇月ごと)	報告	事後報告・届出・通知	6①	◆	◆	
6	28	神戸国際港都建設法	第6条	第1項	6	神戸市の市長	国土交通大臣	神戸国際港都建設事業の進捗状況(少なくとも六箇月ごと)	報告	事後報告・届出・通知	6①	◆	◆	
6	29	奈良国際文化観光都市建設法	第7条	第1項	6	奈良国際文化観光都市建設事業の執行者	国土交通大臣	奈良国際文化観光都市建設事業の進捗状況(少なくとも六箇月ごと)	報告	事後報告・届出・通知	6①	◆	◆	
6	30	京都国際文化観光都市建設法	第7条	第1項	6	京都国際文化観光都市建設事業の執行者	国土交通大臣	京都国際文化観光都市建設事業の進捗状況(少なくとも六箇月ごと)	報告	事後報告・届出・通知	6①	◆	◆	
6	31	松江国際文化観光都市建設法	第6条	第1項	6	松江国際文化観光都市建設事業の執行者	国土交通大臣	松江国際文化観光都市建設事業の進捗状況(少なくとも六箇月ごと)	報告	事後報告・届出・通知	6①	◆	◆	
6	32	戸塚国際文化住宅都市建設法	第6条	第1項	6	戸塚国際文化住宅都市建設事業の執行者	国土交通大臣	戸塚国際文化住宅都市建設事業の進捗状況(少なくとも六箇月ごと)	報告	事後報告・届出・通知	6①	◆	◆	
6	33	松山国際観光温泉文化都市建設法	第6条	第1項	6	松山国際観光温泉文化都市建設事業の執行者	国土交通大臣	松山国際観光温泉文化都市建設事業の進捗状況(少なくとも六箇月ごと)	報告	事後報告・届出・通知	6①	◆	◆	
6	34	軽井沢国際親善文化観光都市建設法	第6条	第1項	6	軽井沢国際親善文化観光都市建設事業の執行者	国土交通大臣	軽井沢国際親善文化観光都市建設事業の進捗状況(少なくとも六箇月ごと)	報告	事後報告・届出・通知	6①	◆	◆	
6	35	国際観光文化都市の整備のための財政上の措置等に関する法律	第3条	第1項	6	国際観光文化都市の市長	主務大臣	国際観光文化都市の整備に関する事業計画	提出	事後報告・届出・通知	6①	◆	○	
6	36	都市公園法	第30条	第1項	6	地方公共団体	国土交通大臣	都市公園を設置したこと等	報告	事後報告・届出・通知	6②	◆	◆	

②(ア)国に対する通知・届出・報告等及び都道府県に対する市町村からの通知・届出・報告等

【見直し状況凡例】  
 ○：措置案どおり見直し  
 △：一部実施  
 ×：未実施  
 ◆：存置許容

分野	通番	法律名	条	項	現状					最終的な措置案		見直し状況	各府省回答	
					記号	主体	客体	内容	種類	類型	記号			措置案
6	37	景観法	第65条	第1項	6	市町村長	国土交通大臣 (都道府県知事)	景観地区内における建築物の形態意匠の制限に違反した建築物の設計者等に対して処分をした旨	通知	事後報告・届出・通知	6②	◆	◆	
6	37	景観法	第66条	第5項	6	市町村長	国の機関等	国又は地方公共団体の建築物が景観地区内における建築物の形態意匠の制限に違反している旨	通知	事後報告・届出・通知	②(イ)	◆	◆	
7	1	道路法	第11条	第3項	5	路線認定者(市町村長)	他の路線認定者(都道府県知事)	他の道路と重複する路線の認定、若しくは変更又は他の道路と重複している路線について廃止もしくは変更しようとする旨	通知	事前報告・届出・通知	②(イ)	◆	◆	
7	1	道路法	第25条	第3項	5	道路管理者(市町村長又は都道府県知事)	国土交通大臣	設計図その他必要な図面を添付して左に掲げる事項を記載した申請書	届出	事前報告・届出・通知	6②	6	○	
7	1	道路法	第26条	第4項	6	都道府県知事	国土交通大臣	検査結果等	報告	事後報告・届出・通知	6②	◆	◆	
7	1	道路法	第47条の5	第4項	5	道路管理者(市町村長)	都道府県公安委員会	実施要請を踏まえた歩行安全対策の工事計画書の素案	送付	事前報告・届出・通知	5α	◆	◆	
7	1	道路法	第47条の5	第6項	5	道路管理者(市町村長)	都道府県公安委員会	歩行安全対策の工事計画書の素案	送付	事前報告・届出・通知	5α	◆	◆	
7	1	道路法	第76条		6	道路管理者(市町村又は都道府県)	都道府県知事又は国土交通大臣	道路整備計画等	報告	事後報告・届出・通知	6②	◆	◆	
7	1	道路法	第77条	第2項	6	地方公共団体の長	国土交通大臣	道路に関する調査の結果	報告	事後報告・届出・通知	6②	◆	◆	
7	1	道路法	第95条の2	第1項	4	道路管理者(市町村)	都道府県公安委員会	高速自動車国道及び自動車専用道路を除く道路の区画線の設置、道路の通行の禁止等、歩行安全対策等又は自動車駐車場の設置	意見聴取	意見聴取	2⑤	◆	◆	
7	1	道路法	第95条の2	第1項	6	道路管理者(市町村)	都道府県公安委員会	高速自動車国道及び自動車専用道路を除く道路の通行の禁止又は制限の内容及び理由	通知	事後報告・届出・通知	2⑤	◆	◆	
7	1	道路法	第95条の2	第2項	6	道路管理者(市町村)	都道府県公安委員会	自動車専用道路の通行禁止又は制限の内容及び理由	通知	事後報告・届出・通知	2⑤	◆	◆	

②(ア)国に対する通知・届出・報告等及び都道府県に対する市町村からの通知・届出・報告等

【見直し状況凡例】  
 ○：措置案どおり見直し  
 △：一部実施  
 ×：未実施  
 ◆：存置許容

分野	通番	法律名	条	項	現状						最終的な措置案		見直し状況	各府省回答
					記号	主体	客体	内容	種類	類型	記号	措置案		
7	2	幹線道路の沿道の整備に関する法律	第7条	第3項	6	道路管理者(市町村長)	都道府県知事	道路交通騒音減少計画	通知	事後報告・届出・通知	4①	◆	◆	
7	2	幹線道路の沿道の整備に関する法律	第10条の4	第2項	5	市町村	都道府県知事	沿道整備権利移転等促進計画を公告しようとする旨	通知	事前報告・届出・通知	×	×	○	
7	3	共同溝の整備等に関する特別措置法	第3条	第3項	4	道路管理者(市町村長)	都道府県公安委員会	共同溝整備道路の指定について	意見聴取	意見聴取	2⑤	◆	◆	
7	4	電線共同溝の整備等に関する特別措置法	第3条	第2項	4	道路管理者(市町村長)	都道府県公安委員会	電線共同溝を整備すべき道路の指定	意見聴取	意見聴取	2⑤	◆	◆	
7	6	踏切道改良促進法	第3条	第3項	4	都道府県知事	道路管理者(国)	踏切道について立体交差化、構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備の方法を定めて、指定すべき旨を申出ようとする事	意見聴取	意見聴取	2④	◆	◆	
7	6	踏切道改良促進法	第4条	第1項	6	道路管理者(市町村長又は都道府県知事)	国土交通大臣	立体交差化計画、構造改良計画又は歩行者等立体横断施設整備計画	提出	事後報告・届出・通知	6①	◆	○	
7	7	交通安全施設等整備事業の推進に関する法律	第4条	第1項	6	都道府県公安委員会及び道路管理者(市町村長又は都道府県知事)	国家公安委員会又は国土交通大臣	実施計画	提出	事後報告・届出・通知	6①	◆	○	
7	8	道路整備特別措置法	第18条	第2項	5	道路管理者(市町村長又は都道府県知事)	国土交通大臣	設計図等	添付	事前報告・届出・通知	6②	6	○	
7	8	道路整備特別措置法	第18条	第2項	5	道路管理者(市町村長又は都道府県知事)	国土交通大臣	申請書	提出	事前報告・届出・通知	6②	6	○	
7	8	道路整備特別措置法	第18条	第5項	5	有料道路管理者(市町村長又は都道府県知事)	国土交通大臣	申請書のうち工事の着手及び完成の予定年月日又は収支予算の明細の事項の変更	届出	事前報告・届出・通知	6②	6	○	

②(ア)国に対する通知・届出・報告等及び都道府県に対する市町村からの通知・届出・報告等

【見直し状況凡例】  
 ○：措置案どおり見直し  
 △：一部実施  
 ×：未実施  
 ◆：存置許容

分野	通番	法律名	条	項	現状						最終的な措置案		見直し状況	各府省回答
					記号	主体	客体	内容	種類	類型	記号	措置案		
7	8	道路整備特別措置法	第19条	第2項	5	有料道路管理者 (市町村長又は 都道府県知事)	国土交通大臣	国土交通省令で定める書面	添付	事前報告・ 届出・通知	6②	6		
7	8	道路整備特別措置法	第19条	第2項	5	有料道路管理者 (市町村長又は 都道府県知事)	国土交通大臣	申請書	提出	事前報告・ 届出・通知	6②	6	○	
7	8	道路整備特別措置法	第19条	第5項	5	有料道路管理者 (市町村長又は 都道府県知事)	国土交通大臣	申請書のうち収支予算の明 細の事項の変更	届出	事前報告・ 届出・通知	6②	6	○	
7	8	道路整備特別措置法	第21条	第4項	5	有料道路管理者 (市町村長又は 都道府県知事)	国土交通大臣	廃止しようとする路線名等を 記載した書類	提出	事前報告・ 届出・通知	6②	6	○	
7	8	道路整備特別措置法	第27条	第6項	6	都道府県知事	国土交通大臣	検査結果、是正措置等の内 容及び是正措置等に従って 地方道路公社等がとった措 置	報告	事後報告・ 届出・通知	6②	◆	◆	
7	8	道路整備特別措置法	第49条	第3項	5	道路管理者(指 定市の長又は都 道府県知事)	国土交通大臣	協定	添付	事前報告・ 届出・通知	5α	◆	◆	
7	9	地方道路公社法	第40条	第2項	5	都道府県知事又 は市長	国土交通大臣	意見を附す	添付	事前報告・ 届出・通知	×	×	○	
8	1	河川法	第42条	第4項	4	河川管理者	都道府県収用委 員会	損失の補償の協議が成立し ない場合の裁定をしようす る場合における意見聴取	意見聴取	意見聴取	②(イ)	◆	◆	
8	1	河川法	第47条	第2項	4	河川管理者	関係都道府県知 事	ダムで政令で定めるものにつ いてダムの操作規定の承認 をしようとするときの意見聴 取	意見聴取	意見聴取	2③	◆	◆	
8	3	災害対策基本法	第17条	第2項	6	都道府県防災会 議の協議会	内閣総理大臣	第17条第1項の規定により 協議会を設置した旨	届出	事後報告・ 届出・通知	6②	◆		
8	3	災害対策基本法	第17条	第2項	6	市町村防災会議 の協議会	都道府県知事	第17条第1項の規定により 協議会を設置した旨	届出	事後報告・ 届出・通知	×	×	×	防災行政では、国、都道府県、市町村などの主体が相互に協 力することが重要である。特に都道府県の防災に関する責務 (災対法第4条:その区域の防災行政の総合調整等)に備みる と、都道府県が市町村の協議会設置状況を把握することは必 要であり、総理大臣への届出同様、知事への届出は存置すべ き。なお、地方自治法第252条の2第2項にも、協議会を設置 した場合の届出が規定されているが、地方分権改革推進委員 会第2次勧告(平成20年12月8日)においてメルクマールiv-a 該当として、見直し対象外とされているところ。
8	3	災害対策基本法	第68条の2	第3項	6	市町村長	都道府県知事	第68条の2第2項の通知を した旨	通知	事後報告・ 届出・通知	4①	◆	◆	

②(ア)国に対する通知・届出・報告等及び都道府県に対する市町村からの通知・届出・報告等

【見直し状況凡例】  
 ○：措置案どおり見直し  
 △：一部実施  
 ×：未実施  
 ◆：存置許容

分野	通番	法律名	条	項	現状					最終的な措置案		見直し状況	各府省回答	
					記号	主体	客体	内容	種類	類型	記号			措置案
8	5	水防法	第7条	第3項	6	関係都府県知事	国土交通大臣	二以上の都府県に關係する水防事務に係る当該都府県の水防計画	報告	事後報告・届出・通知	6②	◆	◆	
8	5	水防法	第7条	第3項	6	関係都府県知事	消防庁長官	二以上の都府県に關係する水防事務に係る当該都府県の水防計画	報告	事後報告・届出・通知	6②	◆	◆	
8	5	水防法	第29条		5	水防管理者	警察署長	必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示する場合における通知	通知	事前報告・届出・通知	2⑤	◆	◆	
8	6	水害予防組合法	第18条	第3項	6	管理者	都道府県知事	組合会議員の選挙を終わった旨	報告	事後報告・届出・通知	6②	◆	◆	
8	6	水害予防組合法	第18条	第4項	6	管理者	都道府県知事	組合会議員の当選者の住所氏名	報告	事後報告・届出・通知	6②	◆	◆	
8	6	水害予防組合法	第66条		6	管理者	都道府県知事	組合会の議決を経た予算	報告	事後報告・届出・通知	6②	◆	◆	
8	6	水害予防組合法	第69条	第3項	6	管理者	都道府県知事	決算及びその認定に関する組合会の議決	報告	事後報告・届出・通知	6②	◆	◆	
8	7	特定都市河川浸水被害対策法	第25条	第3項	6	指定都市等の長	都道府県知事	保全調整池における行為の届出を受けたときにおける当該届出の内容	通知	事後報告・届出・通知	②(イ)	◆	◆	
8	7	特定都市河川浸水被害対策法	第25条	第3項	6	指定都市等の長	関係河川管理者及び関係下水道管理者	保全調整池における行為の届出を受けたときにおける当該届出の内容	通知	事後報告・届出・通知	②(イ)	◆	◆	
8	11	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	第13条	第2項	5	地方公共団体	都道府県知事	急傾斜地崩壊防止工事を施行しようとする旨	通知	事前報告・届出・通知	2⑥	◆	◆	
8	13	豪雪地帯対策特別措置法	第6条	第4項	6	道府県知事	国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣	道府県豪雪地帯対策基本計画	届出	事後報告・届出・通知	6①	◆	◆	
8	20	石油コンビナート等災害防止法	第16条	第6項	6	市町村長等	関係管区海上保安本部の事務所の長	第16条第5項の規定による届出の内容	通知	事後報告・届出・通知	6②	◆	◆	
8	20	石油コンビナート等災害防止法	第19条の2	第5項	6	都道府県知事等	関係管区海上保安本部の事務所の長	第19条の2第4項の規定による届出の内容	通知	事後報告・届出・通知	6②	◆	◆	

②(ア)国に対する通知・届出・報告等及び都道府県に対する市町村からの通知・届出・報告等

【見直し状況凡例】  
 ○：措置案どおり見直し  
 △：一部実施  
 ×：未実施  
 ◆：存置許容

分野	通番	法律名	条	項	現状					最終的な措置案		見直し状況	各府省回答	
					記号	主体	客体	内容	種類	類型	記号			措置案
8	20	石油コンビナート等災害防止法	第33条	第1項	4	地方公共団体の長	関係地方公共団体の長	(公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律第2条第3項第2号の事業を行うことができる地域以外の地域において、特別防災区域における災害がその周辺の地域に及ぶことを防止するための緩衝地帯として緑地その他これに類する取手で定める施設を設置しようとするとき)	意見聴取	意見聴取	②(イ)	◆	◆	
9	1	建築基準法	第4条	第4項	5	市町村の長	都道府県知事	建築主事を置く旨	通知	事前報告・届出・通知	2①	◆	◆	
9	1	建築基準法	第9条の3	第1項	6	特定行政庁	これらの者を監督する国土交通大臣又は都道府県知事	違反建築物の設計者等の氏名等	通知	事後報告・届出・通知	6②	◆	◆	
9	1	建築基準法	第18条	第11項	6	建築主事	国の機関の長等	確認済証を交付する期間を延長する旨等を記載した通知書	交付	事後報告・届出・通知	②(イ)	◆	◆	
9	1	建築基準法	第18条	第12項	6	建築主事	国の機関の長等	建築物の計画が建築基準関係規定に適合しないことを認めた旨等を記載した通知書	交付	事後報告・届出・通知	②(イ)	◆	◆	
9	1	建築基準法	第18条	第16項	6	建築主事等	国の機関の長等	検査済証	交付	事後報告・届出・通知	②(イ)	◆	◆	
9	1	建築基準法	第18条	第19項	6	建築主事等	国の機関の長等	特定工程に係る中間検査合格証	交付	事後報告・届出・通知	②(イ)	◆	◆	
9	1	建築基準法	第72条	第2項	6	建築主事を置く市町村以外の市町村の長	都道府県知事	建築協定書に対する意見	添付	事後報告・届出・通知	×	×	○	
9	1	建築基準法	第77条の31	第3項	6	特定行政庁	国土交通大臣等	指定確認検査機関が、確認検査業務規程に違反する行為をした事実等があると認められる旨	報告	事後報告・届出・通知	6②	◆	◆	
9	5	住生活基本法	第17条	第7項	6	都道府県	国土交通大臣	都道府県計画	報告	事後報告・届出・通知	6①	◆	◆	
9	6	公営住宅法	第47条	第4項	6	地方公共団体	事業主体	事業主体に代わってその権限を行った旨	通知	事後報告・届出・通知	②(イ)	◆	◆	
9	8	地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法	第6条	第8項	6	市町村	都道府県知事	地域住宅計画の写し	送付	事後報告・届出・通知	②(イ)	◆	◆	
9	9	宅地造成等規制法	第3条	第3項	6	都道府県知事	国土交通大臣	宅地造成工事規制区域の指定をした旨	報告	事後報告・届出・通知	×	×	○	

②(ア)国に対する通知・届出・報告等及び都道府県に対する市町村からの通知・届出・報告等

【見直し状況凡例】  
 ○：措置案どおり見直し  
 △：一部実施  
 ×：未実施  
 ◆：存置許容

分野	通番	法律名	条	項	現状					最終的な措置案		見直し状況	各府省回答	
					記号	主体	客体	内容	種類	類型	記号			措置案
9	12	地方住宅供給公社法	第44条	第2項	6	都道府県知事	国土交通大臣	地方公社が国土交通大臣に提出する申請書その他の書類についての意見	添付	事後報告・届出・通知	×	×	○	
9	12	地方住宅供給公社法	第44条	第2項	6	市長	国土交通大臣	地方公社が国土交通大臣に提出する申請書その他の書類についての意見	添付	事後報告・届出・通知	×	×		
9	13	マンションの建替えの円滑化等の促進に関する法律	第106条	第2項	6	市町村長	都道府県	賃借人居住安定計画の認定をした旨	通知	事後報告・届出・通知	1②	◆	◆	
9	13	マンションの建替えの円滑化等の促進に関する法律	第114条	第2項	6	市町村長	都道府県	転出区分所有者居住安定計画の認定をした旨	通知	事後報告・届出・通知	1②	◆	◆	
9	14	新住宅市街地開発法	第22条	第3項	6	都道府県	国土交通大臣	施行計画	届出	事後報告・届出・通知	2④	◆	◆	
9	14	新住宅市街地開発法	第22条	第3項	6	その他の者	都道府県知事	施行計画	届出	事後報告・届出・通知	2④	◆	◆	
9	14	新住宅市街地開発法	第27条	第1項	6	施行者	都道府県知事	事業地の全部について工事を完了した旨	届出	事後報告・届出・通知	1②	◆	◆	
9	20	宅地建物取引業法	第70条	第3項	6	都道府県知事	国土交通大臣	宅地建物取引業者に対して、必要な指示をし、又は業務の停止を命じた旨	報告	事後報告・届出・通知	4①	◆	◆	
9	22	不動産特定共同事業法	第34条	第3項	6	都道府県知事	主務大臣	不動産特定共同事業者に対して、必要な指示をした旨	報告	事後報告・届出・通知	4①	◆	◆	
9	23	不動産の鑑定評価に関する法律	第26条	第3項	6	都道府県知事	国土交通大臣	登録換えの申請に基づき登録をした旨	通知	事後報告・届出・通知	②(4)	◆	◆	
9	24	建設業法	第28条	第6項	6	都道府県知事	国土交通大臣	建設業者に対して、必要な指示をし、又は営業の停止を命じた旨	報告	事後報告・届出・通知	4①	◆	◆	
9	24	建設業法	第42条	第2項	6	都道府県知事	中小企業庁長官	元請負人について、公正取引委員会に対し措置請求をした旨	通知	事後報告・届出・通知	2⑤	◆	◆	
9	25	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	第11条		5	地方公共団体	都道府県知事	対象建設工事をしようとする旨	通知	事前報告・届出・通知	2⑥	◆	◆	

②(ア)国に対する通知・届出・報告等及び都道府県に対する市町村からの通知・届出・報告等

【見直し状況凡例】  
 ○：措置案どおり見直し  
 △：一部実施  
 ×：未実施  
 ◆：存置許容

分野	通番	法律名	条	項	現状					最終的な措置案		見直し状況	各府省回答	
					記号	主体	客体	内容	種類	類型	記号			措置案
9	26	公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律	第10条		6	地方公共団体の長	公正取引委員会	独占禁止法に違反する行為があると疑うに足りる事実	通知	事後報告・届出・通知	6②	◆	◆	
9	26	公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律	第11条		6	地方公共団体の長	建設業の許可を受けた国土交通大臣又は都道府県知事	建設業法に違反すると疑うに足りる事実	通知	事後報告・届出・通知	6②	◆	◆	
9	26	公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律	第11条		6	地方公共団体の長	営業が行われる区域を管轄する都道府県知事	建設業法に違反すると疑うに足りる事実	通知	事後報告・届出・通知	6②	◆	◆	
10	2	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	第4条	第1項	5	市町村(認定子ども園設置者)	都道府県知事	認定こども園の認定申請	提出	事前報告・届出・通知	5α	◆	◆	
10	2	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	第5条	第2項	5	市町村(認定子ども園設置者)	都道府県知事	有効期間の更新申請書	提出	事前報告・届出・通知	5α	◆	◆	
10	2	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	第7条	第1項	5	市町村(認定子ども園設置者)	都道府県知事	6①により周知された4①の内容等の変更	届出	事前報告・届出・通知	1②	◆	◆	
10	2	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	第8条	第1項	6	市町村(認定子ども園設置者)	都道府県知事	運営の状況	報告	事後報告・届出・通知	6②	◆	◆	
10	3	学校教育法	第4条	第4項	5	指定都市(幼稚園設置者)	都道府県教育委員会	幼稚園の設置廃止、設置者の変更等	届出	事前報告・届出・通知	5①	◆	◆	
10	3	学校教育法	第54条	第3項	5	都道府県教育委員会	文部科学大臣	市町村立高等学校の広域の通信制の課程に係る設置廃止等の認可	届出	事前報告・届出・通知	×	×	×	広域の通信制課程を置く高等学校においては、他の都道府県に居住する生徒を対象として、他の都道府県に面接指導施設を置くなど、全国規模で通信教育が行われることから、基準に適合した教育が行われているかどうかに関する指導監督を一部都道府県に委ねておくことは限界があり、困難である。 このことについては、都道府県や私学団体からも強い要望が出されているところであり、文部科学省としても、これらの要望を踏まえ、平成23年度から、通信制課程の今後の在り方に関する調査研究を行う等、通信制課程の指導監督の在り方も含めた今後の改善・充実方策について取組を進めているところである。なお、見直しの基本的方向性としては、都道府県等からはむしろ国による積極的な関与を求められていることを踏まえることが必要であると考えている。 本条項の在り方については、このような広域通信制の課題を踏まえ、検討する必要がある。
10	3	学校教育法	第54条	第3項	5	都道府県知事	文部科学大臣	私立高等学校の広域の通信制の課程に係る設置廃止等の認可	届出	事前報告・届出・通知	×	×	×	広域の通信制課程を置く高等学校においては、他の都道府県に居住する生徒を対象として、他の都道府県に面接指導施設を置くなど、全国規模で通信教育が行われることから、基準に適合した教育が行われているかどうかに関する指導監督を一部都道府県に委ねておくことは限界があり、困難である。 このことについては、都道府県や私学団体からも強い要望が出されているところであり、文部科学省としても、これらの要望を踏まえ、平成23年度から、通信制課程の今後の在り方に関する調査研究を行う等、通信制課程の指導監督の在り方も含めた今後の改善・充実方策について取組を進めているところである。なお、見直しの基本的方向性としては、都道府県等からはむしろ国による積極的な関与を求められていることを踏まえることが必要であると考えている。 本条項の在り方については、このような広域通信制の課題を踏まえ、検討する必要がある。



②(ア)国に対する通知・届出・報告等及び都道府県に対する市町村からの通知・届出・報告等

【見直し状況凡例】  
 ○：措置家どおり見直し  
 △：一部実施  
 ×：未実施  
 ◆：存置許容

分野	通番	法律名	条	項	現状					最終的な措置案		見直し状況	各府省回答	
					記号	主体	客体	内容	種類	類型	記号			措置案
10	19	文化財保護法	第143条	第4項	6	市町村	文化庁長官	伝統的建造物群保存地区の決定、取消し等を行った旨	報告	事後報告・届出・通知	×	×	×	本規定では、市町村が伝統的建造物群保存地区に関し、地区の決定・取消し、又は条例の制定・改廃を行った場合には、その旨を文化庁長官に報告することを求めている。第143条第5項の規定により、文化庁長官は、市町村に対して、伝統的建造物群保存地区の保存に関し、必要な指導又は助言をすることができることとされているが、仮に第143条第4項の報告義務を廃止した場合、伝統的建造物群保存地区を決定している市町村自体を制度上固く把握できないこととなるため、例えば、一部の市町村で不適切な保存・管理が行われていたとしても、国が是正のための指導・助言を行うことは不可能であり、伝統的建造物群保存地区の適切な保存が困難となる。よって、本規定は、事後報告・届出・通知を許容する類型(6②)に該当する。
10	19	文化財保護法	第182条	第3項	6	教育委員会	文化庁長官	地方公共団体の重要文化財に関する条例の制定等又は文化財の指定等を行った旨	報告	事後報告・届出・通知	1②	◆	◆	
10	20	アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律	第6条	第3項	6	関係都道府県	国土交通大臣及び文部科学大臣	基本計画	提出	事後報告・届出・通知	②(イ)	◆	◆	
11	4	中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律	36条	第2項	6	都道府県知事	経済産業大臣	経営革新計画	通知	事後報告・届出・通知	6①	◆	◆	
11	5	中小企業支援法	第4条	第1項	6	都道府県知事	経済産業大臣	中小企業支援事業の実施に関する計画	届出	事後報告・届出・通知	6①	◆	◆	
11	6	企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律	第6条	第2項	6	市町村及び都道府県	主務大臣	基本計画の軽微な変更	届出	事後報告・届出・通知	1a	◆	◆	
11	7	流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律	第6条	第2項	6	港湾管理者	国土交通大臣	港湾流通拠点地区の区域	通知	事後報告・届出・通知	1②	◆	◆	
11	10	伝統的工芸品産業の振興に関する法律	第4条	第2項	6	都道府県知事	経済産業大臣	振興計画を受理した際の意見	添付	事後報告・届出・通知	×	×	○	
11	14	計量法	第22条		6	市町村長	都道府県知事	定期検査	報告	事後報告・届出・通知	×	×	×	「はかり」などの正確性は、定期検査(又はその代替の検査)によって確保されているが、その対象数は約107万個にも及ぶ。このため、都道府県が定期検査を実施するためには、はかりについて検査漏れがないように、どの場所どのようなはかりが何台あるのかといった「はかりの所在」を調査し、その対象を確定することが必要不可欠である。計量法第22条において、都道府県が定期検査を実施するための基礎となる「はかりの所在」に係る調査を区域内の市町村が行うこととされている。しかしながら、同法第21条第2項の規定に基づき定期検査の実施が公示された後、当該所在調査を一定期間内に行うことは、地域の広域性やはかりの数の多さといった観点から、都道府県のみで対応することは極めて困難である。仮に、同法第22条を廃止した場合、特定計量器の定期検査を確実にかつ網羅的に実施することは極めて困難となり、同法の目的である「正確なはかりを使い、適正な計量の実施を確保」することができなくなる。以上のことから、同法第22条は引き続き存置することが必要である。
12	3	農業改良助長法	第7条	第8項	6	都道府県	農林水産大臣	実施方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、報告。	報告	事後報告・届出・通知	6①	◆	◆	
12	8	農山漁村電気導入促進法	第2条	第1項	6	都道府県知事	農林水産大臣	事業により電気の導入がされることとなる地域を管轄する市町村長の意見をきいて、電気導入計画を定め、これを提出。	提出	事後報告・届出・通知	1②	◆	◆	

②(ア)国に対する通知・届出・報告等及び都道府県に対する市町村からの通知・届出・報告等

【見直し状況凡例】  
 ○：措置案どおり見直し  
 △：一部実施  
 ×：未実施  
 ◆：存置許可

分野	通番	法律名	条	項	現状					最終的な措置案		見直し状況	各府省回答	
					記号	主体	客体	内容	種類	類型	記号			措置案
12	11	特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律	第9条	第2項	5	計画作成市町村	都道府県知事	前項の規定による公告をしようとするときは、あらかじめ、その旨を通知。	通知	事前報告・届出・通知	1②	◆	◆	
12	14	土地改良法	第54条	第5項	6	都道府県知事	管轄登記所	前項の規定による公告をした場合には、遅滞なくその旨を通知。	通知	事後報告・届出・通知	1②	◆	◆	
12	14	土地改良法	第85条の2	第10項	5	市町村	農林水産大臣、関係都道府県知事	市町村は、第一項の規定による申請をするには、その申請書に第二項の規定により公告した事項を記載した書面及び第二項の三分の二以上の同意があつたことを証する書面を添付し、これを、国営土地改良事業にあつては、関係都道府県知事を経由して、(第六項の規定により市町村の議会の議決を経てする国営土地改良事業の申請にあつては、直接、)農林水産大臣に、都道府県営土地改良事業にあつては、関係都道府県知事に提出。	届出	事前報告・届出・通知	5α	◆	◆	
12	14	土地改良法	第85条の4	第4項	5	地方公共団体等	農林水産大臣、関係都道府県知事	第一項の規定による申請をするには、その申請書に同項の農用地造成事業の計画の概要及び当該農用地造成事業により生ずる土地改良施設がある場合にはその土地改良施設に係る予定管理方法等その他の必要な事項を記載した書面を添付し、提出。	届出	事前報告・届出・通知	5α	◆	◆	
12	14	土地改良法	第113条の2	第1項	6	国及び都道府県以外の土地改良事業を行なう者	都道府県知事	土地改良事業の工事に着手し、又は工事を伴う土地改良事業につきその工事を完了した場合においては、遅滞なくその旨を届け出。	届出	事後報告・届出・通知	1②	◆	○	
12	15	農業振興地域の整備に関する法律	第6条	第6項	6	都道府県知事	農林水産大臣	農業振興地域を指定したときは、遅滞なく、その旨を報告。	報告	事後報告・届出・通知	×	×	×	農林水産大臣は、都道府県の農業振興地域整備基本方針に定める確保すべき農用地等の面積の目標につき、その達成状況が著しく不十分であると認める場合において、法第5条の3に採り、農業振興地域の指定に関する事務等、当該都道府県が確保すべき措置の内容を示して是正の要求を行うものとされている。この是正の要求の前提として、農業振興地域整備基本方針に基づき指定された農業振興地域を農林水産大臣が把握しておく必要がある。 したがって、当該規定の報告は、法制度上、講じられる事後の是正措置の端緒として把握する必要がある内容について報告をさせるものであると考えられることから、事後報告・届出・通知を許可する類型(6②)に該当し、存置する必要がある。
12	15	農業振興地域の整備に関する法律	第12条	第1項	6	都道府県又は市町村	農林水産大臣	農業振興地域整備計画を定めたときは、遅滞なく、その旨を公告し、かつ、都道府県にあつては農林水産大臣及び関係市町村長に、市町村にあつては都道府県知事を経由して農林水産大臣に、当該農業振興地域整備計画書の写しを送付。	送付	事後報告・届出・通知	6①	◆	◆	
12	15	農業振興地域の整備に関する法律	第15条の2	第3項	6	市町村長	都道府県知事	前項の規定により許可の申請書を受理したときは、遅滞なく、これに意見を付して、送付。	送付	事後報告・届出・通知	×	×	×	都道府県知事が、農用地区域内における開発行為の許可を行うに当たっては、当該開発行為により農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがある場合には許可をしないこととされている(法第15条の2第4項第1号)。農業振興地域整備計画を定めるのは市町村であり、農用地区域内の開発行為の許可権者は都道府県知事となっていることから、法第15条の2第4項第1号の規定を担保するためには、両者の調整が不可欠である。開発行為を都道府県知事の許可制としているのは、市町村が定める農業振興地域整備計画の目的でもある優良農地の確保を主要な目的としていることからである。 これは「同一の個別具体的な行政目的のために、市町村長と都道府県知事にそれぞれ専ら担う役割が配分されており、その調整が不可欠な場合に調整を図るために意見聴取させるもの」であると考えられることから、意見聴取を許可する類型(4③)に該当し、存置する必要がある。
12	20	果樹農業振興特別措置法	第2条の3	第5項	6	都道府県知事	農林水産大臣	果樹農業振興計画を定めたときは、遅滞なく、提出。	届出	事後報告・届出・通知	6①	◆	◆	
12	21	野菜生産出荷安定法	第8条	第1項	6	都道府県知事	農林水産大臣	生産出荷近代化計画をたて、提出。	届出	事後報告・届出・通知	×	×	○	

②(ア)国に対する通知・届出・報告等及び都道府県に対する市町村からの通知・届出・報告等

【見直し状況凡例】  
 ○：措置案どおり見直し  
 △：一部実施  
 ×：未実施  
 ◆：存置許容

分野	通番	法律名	条	項	現状					最終的な措置案		見直し状況	各府省回答	
					記号	主体	客体	内容	種類	類型	記号			措置案
12	21	野菜生産出荷安定法	第9条	第1項	6	都道府県知事	農林水産大臣	生産出荷近代化計画を変更したときは、遅滞なく、その変更の内容を届け出。	届出	事後報告・届出・通知	×	×	○	
12	22	肥料取締法	第29条	第4項	6	都道府県知事	農林水産大臣	第一項又は前項の規定による報告を徴した場合において、生産業者、輸入業者若しくは販売業者が表示事項を表示せず、若しくは遵守事項を遵守していないこと、又は第十九条第一項若しくは第三十一条第四項の規定に違反して肥料を譲渡し、若しくは引き渡していることが判明したときは、その旨を報告。	報告	事後報告・届出・通知	6②	◆	◆	
12	22	肥料取締法	第30条	第4項	6	都道府県知事	農林水産大臣	第一項又は前項の規定による立入検査又は質問を行った場合において、生産業者、輸入業者若しくは販売業者が表示事項を表示せず、若しくは遵守事項を遵守していないこと、又は第十九条第一項若しくは第三十一条第四項の規定に違反して肥料を譲渡し、若しくは引き渡していることが判明したときは、その旨を報告。	報告	事後報告・届出・通知	6②	◆	◆	
12	24	植物防疫法	第32条	第3項	5	都道府県	農林水産大臣	病虫害防除所を設置しようとするときは、あらかじめ、農林水産省令で定める事項を届け出。	届出	事前報告・届出・通知	1a	◆	◆	
12	25	農業災害補償法	第85条の3	第2項	5	市町村	都道府県知事	前項の認可を受けようとするときは、共済事業の実施に関する条例及び共済事業の実施計画を定め、これを申請書に添え、提出。	届出	事前報告・届出・通知	5α	◆	◆	
12	25	農業災害補償法	第85条の6	第2項	5	市町村	都道府県知事	前項の認可を受けようとするときは、共済事業の実施に関する条例の変更に関する条例及び当該地域に係る共済事業の実施計画を定め、これを申請書に添え、提出。	届出	事前報告・届出・通知	5α	◆	◆	
12	25	農業災害補償法	第85条の9	第2項	5	市町村	都道府県知事	前項の認可を受けようとするときは、共済事業の実施に関する条例の廃止に関する条例を定め、これを申請書に添え、提出。	届出	事前報告・届出・通知	5α	◆	◆	
12	29	酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律	第3条	第2項	6	都道府県知事	農林水産大臣	前項の申請をするには、同項の指定を受けようとする区域につき、集約酪農振興計画を定め、これを申請書に添えて、提出。	届出	事後報告・届出・通知	6①	◆	◆	
12	31	家畜伝染病予防法	第4条	第4項	6	都道府県知事	農林水産大臣	第一項の規定による届出があつたときは、その旨を農林水産大臣に報告。	報告	事後報告・届出・通知	6②	◆	◆	
12	31	家畜伝染病予防法	第4条の2	第4項	6	都道府県知事	農林水産大臣	前項の検査により当該家畜がかかり、又はかかっている疑いがある疾病が、新疾病であり、かつ、家畜の伝染性疾病であることが判明した場合において、当該疾病の発生を予防することが必要であると認めるときは、その旨を農林水産大臣に報告。	報告	事後報告・届出・通知	6②	◆	◆	
12	31	家畜伝染病予防法	第5条	第3項	6	都道府県知事	農林水産大臣	第一項の検査の結果を、農林水産省令の定めるところにより、報告。	報告	事後報告・届出・通知	6②	◆	◆	
12	31	家畜伝染病予防法	第12条の2		6	都道府県知事	農林水産大臣	この章の規定により特定疾病又は監視伝染病の発生の予防のためとつた措置につき、その実施状況及び実施の結果を農林水産大臣に報告。	報告	事後報告・届出・通知	6②	◆	◆	

②(ア)国に対する通知・届出・報告等及び都道府県に対する市町村からの通知・届出・報告等

【見直し状況凡例】  
 ○：措置案どおり見直し  
 △：一部実施  
 ×：未実施  
 ◆：存置許容

分野	通番	法律名	条	項	現状					最終的な措置案		見直し状況	各府省回答	
					記号	主体	客体	内容	種類	類型	記号			措置案
12	33	家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律	第8条	第4項	6	都道府県	農林水産大臣	都道府県計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに報告。	報告	事後報告・届出・通知	6①	◆	◆	
12	35	牧野法	第3条	第5項	6	地方公共団体	農林水産大臣又は都道府県知事	放野管理規程を定めたときは、遅滞なく届け出。	届出	事後報告・届出・通知	6②	◆	◆	
12	37	家畜取引法	第21条	第2項	6	都道府県知事	農林水産大臣	第十九条第一項の規定による指定をしたときは、遅滞なく、指定をした区域及び市場再編整備計画を報告。	届出	事後報告・届出・通知	×	×	○	
12	38	獣医師法	第21条	第4項	6	都道府県知事	農林水産大臣	農林水産省令で定めるところにより、前項の規定により得た検査の結果を報告。	報告	事後報告・届出・通知	6②	◆	◆	
12	39	獣医療法	第11条	第4項	6	都道府県	農林水産大臣	都道府県計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、農林水産大臣に報告。	報告	事後報告・届出・通知	6①	◆	◆	
13	5	森林法	第6条	第6項	6	都道府県知事	農林水産大臣	地域森林計画の内容	報告	事後報告・届出・通知	2②	◆	◆	
13	5	森林法	第10条の5	第8項⇒第10項	6	市町村	都道府県知事/関係森林管理局長	市町村森林整備計画の内容	送付	事後報告・届出・通知	6①	◆	◆	
13	5	森林法	第27条	第3項	6	都道府県知事	農林水産大臣	保安林指定解除の申請への意見書	添付	事後報告・届出・通知	×	×	×	保安林は、特定の公共目的達成のため、森林所有者等に対し、立木の伐採や土地の形質変更等の行為制限を課すとともに、伐採後の植栽方法等の実施内容を限定しており、私有財産を過度に制約するものである。このため、保安林の指定又は解除が、地域の状況を踏まえた適切なものとなるよう、地方の実情に精通し、保安林台帳の管理や立木の伐採の許可を行うなど保安林について監督権限を有する都道府県知事が、保安林の機能の発揮状況、保安林の効用を定着する対象の状況、保安林の指定又は解除と利害関係を有する者の意向、さらには保安林を他の用途に転用する場合における転用による保安林の機能の支障の程度、低下する保安林機能を回復する措置の状況、地域における転用に係る事業の必要性及び効果、保安林とその地を基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を担う知事として意見をとりまとめ大臣に送達している。この意見については、大臣が保安林の指定又は解除を広域的かつ総合的に観点から行うに当たっての、重要な判断材料として不可欠であり、当該規定を存置することが必要である。 また、保安林の指定又は解除に当たっては、利害関係者による意見の提出の機会が与えられており、これらに付、国地の状況、地域の情勢を的確に把握の上、円滑かつ迅速に事務処理を行うためにも、当該規定を存置する必要がある。 なお、当該条項は、以下の理由から、意見聴取を許容する類型(4①)に該当する。 【該当理由】 ①保安林は、特定の公共目的達成のために指定されるものであり、大臣権限における指定、解除に当たって、地方の実情に精通し、保安林台帳の管理や立木の伐採の許可などを行う保安林について監督権限を有する都道府県知事から意見を聴取し、必要があること。 ②国、県にそれぞれ配分されている、国が行う保安林の指定解除と、県が担うそれ以外の保安林の指定解除については、例えば、大臣権限と知事権限で兼用指定されている保安林や、海岸部の保安林において権限者の異なる保安林が隣接して存在する場合などがあり、調整が不可欠であること。 から、同一の個別具体的な行政目的の達成のために、国・地方自治体にそれぞれ専ら担う権限が配分されているため、国との調整が不可欠である場合」に該当する。 上記のとおり、当該条項は意見聴取を許容する類型(4①)に該当し、存置する必要がある。
13	10	木材の安定供給の確保に関する特別措置法	第4条	第8項	6	都道府県知事	農林水産大臣	木材安定供給確保事業計画の認定事業者である旨の通知	通知	事後報告・届出・通知	6②	◆	◆	
14	3	水産資源保護法	第22条	第3項	6	都道府県知事	農林水産大臣	工作物の所有者に対する当該工作物の管理命令	報告	事後報告・届出・通知	6②	◆	◆	

②(ア)国に対する通知・届出・報告等及び都道府県に対する市町村からの通知・届出・報告等

【見直し状況凡例】  
 ○：措置案どおり見直し  
 △：一部実施  
 ×：未実施  
 ◆：存置許容

分野	通番	法律名	条	項	現状					最終的な措置案		見直し状況	各府省回答	
					記号	主体	客体	内容	種類	類型	記号			措置案
14	7	漁港漁場整備法	第17条	第1項	6	地方公共団体	農林水産大臣	特定漁港漁場整備事業計画を定めた場合	届出	事後報告・届出・通知	6①	◆	◆	
14	7	漁港漁場整備法	第17条	第10項	6	地方公共団体	農林水産大臣	特定漁港漁場整備事業計画を変更した場合	届出	事後報告・届出・通知	6①	◆	◆	
14	7	漁港漁場整備法	第17条	第12項	6	地方公共団体	農林水産大臣	特定漁港漁場整備事業計画を廃止、停止した場合	届出	事後報告・届出・通知	6①	◆	◆	
14	7	漁港漁場整備法	第34条	第2項	6	漁港管理者	農林水産大臣	漁港管理規定の制定、変更した場合	届出	事後報告・届出・通知	6②	◆	◆	
14	13	持続的養殖生産確保法	第12条		6	都道府県知事	農林水産大臣	新疾病発生した旨	届出	事後報告・届出・通知	6①	◆	◆	
15	2	採石法	第33条の3	第1項	5	採石業者	都道府県知事	採取計画の認可を受けようとする際	届出	事前報告・届出・通知	5α	◆	◆	
15	2	採石法	第33条の3	第2項	5	採石業者	都道府県知事	採石業者の認定申請書には、所定の書類を添付	添付	事前報告・届出・通知	5α	◆	◆	
15	2	採石法	第33条の5	第4項	6	採石業者	都道府県知事	採石業者の認定申請書記載事項に変更した場合	届出	事後報告・届出・通知	6②	◆	◆	
15	2	採石法	第33条の10		5	採石業者	都道府県知事	採石業者が休止するとき	届出	事前報告・届出・通知	6②	◆	◆	
15	2	採石法	第33条の10		6	採石業者	都道府県知事	採石業者が廃止したとき	届出	事後報告・届出・通知	6②	◆	◆	
15	3	砂利採取法	第18条	第1項	5	砂利採取業者	都道府県知事	採取計画の認可を受けようとする際	届出	事前報告・届出・通知	5α	◆	◆	
15	3	砂利採取法	第18条	第1項	5	砂利採取業者	河川管理者	採取計画の認可を受けようとする際	届出	事前報告・届出・通知	②(イ)	◆	◆	

②(ア)国に対する通知・届出・報告等及び都道府県に対する市町村からの通知・届出・報告等

【見直し状況凡例】  
 ○：措置案どおり見直し  
 △：一部実施  
 ×：未実施  
 ◆：存置許容

分野	通番	法律名	条	項	現状					最終的な措置案		見直し状況	各府省回答	
					記号	主体	客体	内容	種類	類型	記号			措置案
15	3	砂利採取法	第18条	第2項	5	砂利採取業者	都道府県知事	図面等	添付	事前報告・届出・通知	5α	◆	◆	
15	3	砂利採取法	第18条	第2項	5	砂利採取業者	河川管理者	図面等	添付	事前報告・届出・通知	②(イ)	◆	◆	
15	3	砂利採取法	第20条	第2項	5	砂利採取業者	河川管理者	採取計画の軽微な変更	届出	事前報告・届出・通知	②(イ)	◆	◆	
15	3	砂利採取法	第20条	第3項	6	砂利採取業者	都道府県知事	名称等の変更	届出	事後報告・届出・通知	6②	◆	◆	
15	3	砂利採取法	第20条	第3項	6	砂利採取業者	河川管理者	名称等の変更	届出	事後報告・届出・通知	②(イ)	◆	◆	
15	3	砂利採取法	第24条		6	砂利採取業者	都道府県知事	砂利の採取を廃止したとき	届出	事後報告・届出・通知	6②	◆	◆	
15	3	砂利採取法	第24条		6	砂利採取業者	河川管理者	砂利の採取を廃止したとき	届出	事後報告・届出・通知	②(イ)	◆	◆	
15	5	農村地域工業等導入促進法	第5条	第9項	6	都道府県又は市町村	主務大臣及び関係市町村、都道府県知事を経由して主務大臣	実施計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、その概要を公表するとともに、実施計画書の写しを送付。	送付	事後報告・届出・通知	6①	◆	◆	
15	7	工業用水道事業法	第3条	第1項	5	地方公共団体	経産大臣	事業を営もうとするとき	届出	事前報告・届出・通知	5①	◆	◆	
15	7	工業用水道事業法	第4条	第1項	5	地方公共団体	経産大臣	届出書	提出	事前報告・届出・通知	5α	◆	◆	
15	7	工業用水道事業法	第6条	第1項	5	工業用水道事業者	経産大臣	届出書の変更	届出	事前報告・届出・通知	5①	◆	◆	
15	7	工業用水道事業法	第9条	第1項	6	工業用水道事業者	経産大臣	工業用水事業の休止又は廃止	届出	事後報告・届出・通知	5①	◆	◆	
15	7	工業用水道事業法	第13条		5	工業用水道事業者	経産大臣	工業用水道施設の設置又は変更の工事	届出	事前報告・届出・通知	6②	6	×	第13条による事前届出を廃止した場合、施設が破壊等した場合における周辺住民への危害を防止するとともに工業用水の安定供給を確保することを目的とする工業用水道事業者への14条の施設維持義務及び工業用水道事業者による工業用水の恣意的独占を回避し、工業一般への需要へ応えることを目的とする16条の給水義務（違反した場合には28条の罰則の適用あり）を果たす前提として、適切な設置工事がなされ、給水がなされることを把握する所がなくなる。

②(ア)国に対する通知・届出・報告等及び都道府県に対する市町村からの通知・届出・報告等

【見直し状況凡例】  
 ○：措置案どおり見直し  
 △：一部実施  
 ×：未実施  
 ◆：存置許容

分野	通番	法律名	条	項	現状					最終的な措置案		見直し状況	各府省回答	
					記号	主体	客体	内容	種類	類型	記号			措置案
15	7	工業用水道事業法	第17条	第1項	5	工業用水道事業者	経産大臣	工業用水の料金その他の供給条件	届出	事前報告・届出・通知	5①	◆	◆	
15	11	火薬類取締法	第31条の3	第3項	5	都道府県知事	経産大臣	指定試験機関に試験事務をさせるとき、又はさせなくなったとき	報告	事前報告・届出・通知	×	×	○	
15	12	高圧ガス保安法	第31条の2	第3項	6	都道府県知事	経産大臣	協会又は指定試験機関に試験事務をさせるとき、又はさせなくなったとき	報告	事後報告・届出・通知	×	×	○	
15	13	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	第38条の6	第3項	6	都道府県知事	経産大臣	指定試験機関に試験事務をさせるとき、又はさせなくなったとき	報告	事後報告・届出・通知	×	×	○	
15	15	電気事業法	第103条	第1項	5	都道府県知事又は指定都市の長	経産大臣	発電水力の利用申請があったとき	報告	事前報告・届出・通知	2⑤	◆	◆	
15	15	電気事業法	第103条	第1項	5	都道府県知事又は指定都市の長	経産大臣	発電水力の利用申請があったとき	添付	事前報告・届出・通知	2⑤	◆	◆	
15	21	原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法	第4条	第1項	5	都道府県知事	内閣総理大臣	原子力発電施設等立地地域の振興に関する計画の案	提出	事前報告・届出・通知	5α	◆	◆	
16	1	卸売市場法	第6条	第4項	6	都道府県	農林水産大臣	都道府県卸売市場整備計画を定めたときは、遅滞なく、これを提出するとともに、その内容を公表。	提出	事後報告・届出・通知	6②	◆	◆	
16	1	卸売市場法	第16条	第2項	6	開設者	農林水産大臣	前項の申請書を受理したときは、遅滞なく、申請者が当該中央卸売市場において卸売の業務を行なうことについての意見を附して、その申請書を進達。	添付	事後報告・届出・通知	×	×	○	
16	1	卸売市場法	第13条の5	第5項	6	都道府県知事	農林水産大臣	第一項の許可をしたときは、遅滞なく、その旨を報告。	報告	事後報告・届出・通知	6②	◆	◆	
16	1	卸売市場法	第42条	第2項	6	開設者	農林水産大臣	前項の承認をしたときは、遅滞なく、当該受託契約款を届け出。	届出	事後報告・届出・通知	6②	◆	◆	
16	1	卸売市場法	第53条	第1項	6	開設者	農林水産大臣	次の各号に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を報告。	報告	事後報告・届出・通知	6②	◆	◆	
16	1	卸売市場法	第67条	第1項	4	都道府県知事	農林水産大臣	第五十五条の許可の申請があった場合において、その申請が中央卸売市場開設区域内の地方卸売市場に係るものであるときは、意見を附して報告し、意見を求めなければならない。	意見聴取	意見聴取	4①	◆	◆	

②(ア)国に対する通知・届出・報告等及び都道府県に対する市町村からの通知・届出・報告等

【見直し状況凡例】  
 ○：措置案どおり見直し  
 △：一部実施  
 ×：未実施  
 ◆：存置許容

分野	通番	法律名	条	項	現状					最終的な措置案		見直し状況	各府省回答	
					記号	主体	客体	内容	種類	類型	記号			措置案
16	1	卸売市場法	第67条	第2項	6	都道府県知事	農林水産大臣	中央卸売市場開設区域内の地方卸売市場について、第五十五条の許可をしたとき、又は第六十五条第一項若しくは第二項の規定による処分をしたときは、速滞なく、その旨を報告。	報告	事後報告・届出・通知	4①	◆	◆	
17	3	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	第15条	第2項	6	所管行政庁(市町村長又は都道府県知事)	特別特定建築物を管理する機関の長(都道府県又は国)	移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の構造及び配置に関する政令で定める基準等に違反している事実	通知	事後報告・届出・通知	2(4)	◆	◆	
17	3	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	第25条	第10項	6	市町村	主務大臣	基本構想	送付	事後報告・届出・通知	6①	◆	◆	
17	3	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	第25条	第10項	6	市町村	都道府県	基本構想	送付	事後報告・届出・通知	6①	◆	◆	
17	3	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	第25条	第10項	6	市町村	関係する施設設置管理者	基本構想	送付	事後報告・届出・通知	2(4)	◆	◆	
17	3	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	第25条	第10項	6	市町村	関係する公安委員会	基本構想	送付	事後報告・届出・通知	25	◆	◆	
17	3	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	第26条	第3項	5	市町村	関係する施設設置管理者(都道府県又は国)及び公安委員会その他基本構想に定めようとする特定事業その他事業を実施すると見込まれる者(都道府県又は国)	協議を行う旨	通知	事前報告・届出・通知	12	◆	◆	
17	3	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	第31条	第6項	6	道路管理者(市町村長又は都道府県知事)	公安委員会	道路特定事業計画	送付	事後報告・届出・通知	25	◆	◆	
17	3	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	第31条	第6項	6	道路管理者(市町村長又は都道府県知事)	施設設置管理者及び工作物の管理者	道路特定事業計画	送付	事後報告・届出・通知	2(4)	◆	◆	
17	3	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	第34条	第5項	6	公園管理者等(市町村又は都道府県知事)	施設設置管理者(都道府県又は国)並びに工作物の管理者(都道府県又は国)	都市公園特定事業計画	送付	事後報告・届出・通知	2(4)	◆	◆	
17	3	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	第35条	第5項	6	建築主事を置かない市町村の市町村長	都道府県知事	建築物特定事業計画	送付	事後報告・届出・通知	×	×	○	
17	3	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	第36条	第5項	6	公安委員会	道路管理者(国)	交通安全特定事業計画	送付	事後報告・届出・通知	2(4)	◆	◆	

②(ア)国に対する通知・届出・報告等及び都道府県に対する市町村からの通知・届出・報告等

【見直し状況凡例】  
 ○：措置案どおり見直し  
 △：一部実施  
 ×：未実施  
 ◇：存置許容

分野	通番	法律名	条	項	現状					最終的な措置案		見直し状況	各府省回答	
					記号	主体	客体	内容	種類	類型	記号			措置案
17	4	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律	第5条	第7項	6	市町村	主務大臣、都道府県	地域公共交通総合連携計画	送付	事後報告・届出・通知	6①	◆		
17	4	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律	第5条	第7項	6	市町村	関係する公共交通事業者等その他地域公共交通総合連携計画に定める事業を実施すると見込まれるもの	地域公共交通総合連携計画	送付	事後報告・届出・通知	c3②	◆	◆	
17	4	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律	第5条	第7項	6	市町村	道路管理者、港湾管理者	地域公共交通総合連携計画	送付	事後報告・届出・通知	②(4)	◆		
17	4	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律	第5条	第7項	6	市町村	関係する公安委員会	地域公共交通総合連携計画	送付	事後報告・届出・通知				
17	4	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律	第6条	第3項	5	市町村	関係する公共交通事業者等、道路管理者、港湾管理者その他地域公共交通総合連携計画に定める事業を実施すると見込まれる者	協議を行う旨	通知	事前報告・届出・通知	1②	◆	◆	
17	4	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律	第9条	第2項	6	市町村	国土交通大臣	軌道運送高度化実施計画について意見を付す	添付	事後報告・届出・通知	×	×	○	
17	4	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律	第14条	第2項	6	市町村	国土交通大臣	道路運送高度化実施計画について意見を付す	添付	事後報告・届出・通知	×	×	○	
17	4	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律	第19条	第2項	6	市町村	国土交通大臣	海上運送高度化実施計画について意見を付す	添付	事後報告・届出・通知	×	×	○	
17	4	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律	第22条	第2項	6	市町村	国土交通大臣	乗継円滑化実施計画について意見を付す	添付	事後報告・届出・通知	×	×	○	
17	6	土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法	第12条	第3項	6	都道府県	国土交通大臣及び関係各大臣	土砂等の運搬に関する事業を行う者の団体の届出の内容	通知	事後報告・届出・通知	×	×	○	
17	8	港湾法	第38条の2	第9項	5	市町村	港湾管理者(都道府県知事)	臨港地区内において水域施設等の建設等の行為をしようとする旨	通知	事前報告・届出・通知	②(4)	◆	◆	
17	8	港湾法	第44条の2	第3項	5	国際戦略港湾の港湾管理者(東京都、横浜市、川崎市、大阪市及び神戸市)	国土交通大臣	料率	届出	事前報告・届出・通知			△	すでに当該規定の対象港湾を厳格に絞りこみ国際戦略港湾の3港(横浜、大阪、神戸)に限定しているところ。国際戦略港湾は、長距離の国際海上コンテナ輸送に係る国際海上貨物輸送網の拠点となり、かつ、当該国際海上貨物輸送網と国内海上貨物輸送網とを結節する機能が高い港湾であって、その国際競争力の強化を重点的に図ることが必要な港湾であり、同港湾に係る入港料率は、国際航海及び国際貿易に大きな影響を有するなど国の利害に特に関係が深いものであるため国として最小限度の関与が必要である。
17	8	港湾法	第56条の3	第3項	5	市町村	都道府県知事	水域において水域施設等を建設し、又は改良する旨	通知	事前報告・届出・通知	1②	◆	◆	

②(ア)国に対する通知・届出・報告等及び都道府県に対する市町村からの通知・届出・報告等

【見直し状況凡例】  
 ○：措置案どおり見直し  
 △：一部実施  
 ×：未実施  
 ◆：存置許容

分野	通番	法律名	条	項	現状						最終的な措置案		見直し状況	各府省回答
					記号	主体	客体	内容	種類	類型	記号	措置案		
17	16	国際観光ホテル整備法	第12条	第3項	6	都道府県知事	観光庁長官	登録ホテルの施設の改善等の指示を行った旨及び指示の内容	通知	事後報告・届出・通知	6②	◆	◆	
17	16	国際観光ホテル整備法	第13条	第3項	6	都道府県知事	観光庁長官	登録ホテルの施設の管理の方法の改善等の指示を行った旨及び指示の内容	通知	事後報告・届出・通知	6②	◆	◆	
17	17	国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等による国際観光の振興に関する法律	第4条	第2項	5	市町村	観光庁長官	申請書	提出	事前報告・届出・通知	5α	◆	◆	
17	17	国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等による国際観光の振興に関する法律	第6条	第2項	6	国際会議観光都市(市町村)	観光庁長官	申請書の変更	届出	事後報告・届出・通知	1②	◆	◆	
17	20	空港法	第13条	第1項	5	空港管理者(市町村又は都道府県)	国土交通大臣	着陸料等	届出	事前報告・届出・通知	6②	6	×	空港法は、空港を国管理空港、地方管理空港、会社管理空港に大きく分類しているが、空港管理者としての事務処理については空港管理者が私人(或は国際空港株式会社等)であると地方公共団体であるとを区別して取り扱っているものではない。このため、今回の見直しの対象とならないと考えられる。なお、空港法第3章には地方管理空港に関する規定があるが、これは単に国と地方公共団体の工事費用の負担割合等を規定しているのみであり、事務処理について私人であるか、地方公共団体であるかを区別して取り扱っているものではない。また、空港法第13条第1項は、すべての締約国に自国の航空機と同等の条件の下に空港を使用させなければならない旨規定する国際民間航空条約第15条の規定を適切に履行するために置かれている規定である。このため、仮に着陸料について事後届出制を採用した場合、事後的な是正措置について規定を設けた場合であっても、空港管理者たる会社や地方公共団体が特定の利用者に対して不当な差別的取扱いをする着陸料等を定めた際には一時的に条約に違反する状況が発生することからも、本規定を見直しの対象とすることは適切ではない。
18	5	職業安定法	第30条	第2項	5	地方自治体	厚生労働大臣	無料の職業紹介事業を行うこと	届出	事前報告・届出・通知	5α	◆	◆	
18	5	職業安定法	第30条	第3項	5	地方自治体	厚生労働大臣	無料の職業紹介事業を行う事業所ごとの事業計画書等	添付	事前報告・届出・通知	5α	◆	◆	
18	5	職業安定法	第32条の7	第1項	6	地方自治体	厚生労働大臣	無料職業紹介に係る事項の変更	届出	事後報告・届出・通知	6②	◆	◆	
18	5	職業安定法	第32条の8	第1項	6	地方自治体	厚生労働大臣	無料職業紹介事業の廃止	届出	事後報告・届出・通知	6②	◆	◆	
18	5	職業安定法	第32条の12	第1項	6	地方自治体	厚生労働大臣	無料職業紹介の取扱職種の種類等	届出	事後報告・届出・通知	6②	◆	◆	
18	5	職業安定法	第32条の16	第1項	6	地方自治体	厚生労働大臣	無料職業紹介事業に係る事業所ごとの事業報告書	提出	事後報告・届出・通知	6②	◆	◆	
18	6	雇用対策法	第27条	第2項	5	地方自治体	厚生労働大臣	大量雇用変動	通知	事前報告・届出・通知	1②	◆	◆	

②(ア)国に対する通知・届出・報告等及び都道府県に対する市町村からの通知・届出・報告等

【見直し状況凡例】  
 ○：措置案どおり見直し  
 △：一部実施  
 ×：未実施  
 ◆：存置許容

分野	通番	法律名	条	項	現状					最終的な措置案		見直し状況	各府省回答	
					記号	主体	客体	内容	種類	類型	記号			措置案
18	6	雇用対策法	第28条	第3項	6	地方自治体	厚生労働大臣	外国人の雇入れ又はその外国人の雇職	通知	事後報告・届出・通知	1②	◆	◆	
18	8	障害者の雇用の促進等に関する法律	第39条	第1項	6	地方自治体	厚生労働大臣	障害者雇用計画及びその実施状況	通知	事後報告・届出・通知	6②	◆	◆	
18	8	障害者の雇用の促進等に関する法律	第40条		6	地方自治体	厚生労働大臣	身体障害者又は知的障害者である職員の任免に関する状況	通知	事後報告・届出・通知	6②	◆	◆	
18	12	職業能力開発促進法	第24条	第2項	4	都道府県知事	都道府県労働局長	職業訓練の認定	意見聴取	意見聴取	4①	◆	◆	
19	1	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律	第20条	第2項	5	港湾管理者又は漁港管理者	国土交通大臣	廃油処理事業を行う旨	届出	事前報告・届出・通知	5①	◆	◆	
19	1	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律	第21条	第2項	5	港湾管理者又は漁港管理者	国土交通大臣	第21条第1項第2号の事項を記載した届出書	提出	事前報告・届出・通知	5α	◆	◆	
19	1	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律	第21条	第3項	5	港湾管理者又は漁港管理者	国土交通大臣	事業計画書、廃油処理施設の工事設計書その他の国土交通省令で定める書類	添付	事前報告・届出・通知	5α	◆	◆	
19	1	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律	第26条	第1項	5	廃油処理事業者	国土交通大臣	廃油処理規程	届出	事前報告・届出・通知	×	×	×	国際約束の実効性を担保するためには、国として廃油処理施設の状況を把握しておく必要がある。また、海事事業者にとっては、仮に廃油処理業者が廃油処理料金などについて不当な廃油処理規程を定めたとしたら、これを受忍せざるを得ない。このような状況を防止し、海事事業者の権利を保護するためには、廃油処理規程について事前届出制とし、必要に応じて地方自治法第245条の5に基づく是正要求等を求めることで、不当な規程が定められないことがないようにする必要がある。
19	1	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律	第28条	第3項	5	港湾管理者又は漁港管理者である廃油処理事業者	国土交通大臣	第21条第1項第2号の事項を変更する旨	届出	事前報告・届出・通知	5①	◆	◆	
19	1	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律	第32条		5	廃油処理事業者	国土交通大臣	事業の全部又は一部を休止し、又は廃止する旨	届出	事前報告・届出・通知	6②	◆	◆	
19	1	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律	第42条の11		6	警察署長	海上保安庁長官若しくは管区海上保安本部長又は消防機関の長	第42条の5の権限を行った旨	通知	事後報告・届出・通知	4①	◆	◆	
19	6	自然環境保全法	第21条	第2項	6	国の機関又は地方	環境大臣	届出を要する行為	通知	事後報告・届出・通知	2⑥	◆	◆	
19	7	エコツーリズム推進法	第5条	第4項	6	市町村	主務大臣	全体構想の作成	報告	事後報告・届出・通知	×	×	×	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第105号)の施行により、エコツーリズム法第5条第4項の規定が、市町村は、全体構想を「公表するよう努める」と改正された。このため、制度的には公表されない全体構想もあり得ることになり、本項に基づく報告がなければ、国が全体構想の有無や内容を把握することができない。

②(ア)国に対する通知・届出・報告等及び都道府県に対する市町村からの通知・届出・報告等

【見直し状況凡例】  
 ○: 措置案どおり見直し  
 △: 一部実施  
 ×: 未実施  
 ◆: 存置許容

分野	通番	法律名	条	項	現状					最終的な措置案		見直し状況	各府省回答	
					記号	主体	客体	内容	種類	類型	記号			措置案
19	9	温泉法	第36条	第2項	6	保健所設置市等	都道府県	事務処理	通知	事後報告・届出・通知	1②	◆	◆	
19	10	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	第4条	第4項	6	都道府県	環境大臣	計画の策定	報告	事後報告・届出・通知	×	×	○	
19	10	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	第12条	第4項	5	都道府県	環境大臣	禁止又は制限	届出	事前報告・届出・通知	4①	◆	◆	
19	11	絶滅のおそれのある野生動物の種の保存に関する法律	第48条	第1項	6	地方公共団体	環境大臣	事業をできなくなったとき	通知	事後報告・届出・通知	6①	◆	◆	
19	11	絶滅のおそれのある野生動物の種の保存に関する法律	第54条	第3項	5	地方公共団体	環境大臣	届出を要する行為	通知	事前報告・届出・通知	2⑥	◆	◆	
19	15	ダイオキシン類対策特別措置法	第8条	第5項	5	都道府県	環境大臣及び関係都道府県	排出基準を定める場合	通知	事前報告・届出・通知	4①	◆	◆	
19	15	ダイオキシン類対策特別措置法	第23条	第4項	6	都道府県	環境大臣	通報を受けた時または命令したとき	報告	事後報告・届出・通知	6②	◆	◆	
19	15	ダイオキシン類対策特別措置法	第27条	第2項	6	地方公共団体	都道府県知事	調査測定結果	送付	事後報告・届出・通知	1②	◆	◆	
19	15	ダイオキシン類対策特別措置法	第29条	第4項	6	都道府県	環境大臣	対策地域の指定	報告	事後報告・届出・通知	6②	◆	◆	
19	16	大気汚染防止法	第4条	第3項	5	都道府県	環境大臣	排出基準を定める場合	通知	事前報告・届出・通知	4①	◆	◆	
19	16	大気汚染防止法	第31条	第2項	6	政令で定める市	都道府県知事	事務処理	通知	事後報告・届出・通知	4①	◆	◆	
19	17	特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律	第22条	第4項	6	都道府県知事	主務大臣	報告を受けた事項	通知	事後報告・届出・通知	1②	◆	◆	
19	18	自動車から排出される窒素酸化物粒子状物質の特定地域における経量の削減等に関する特別措置法	第42条	第1項	6	都道府県知事	環境大臣	計画の提出又は報告	通知	事後報告・届出・通知	4①	◆	◆	

②(ア)国に対する通知・届出・報告等及び都道府県に対する市町村からの通知・届出・報告等

【見直し状況凡例】  
 ○：措置家とおり見直し  
 △：一部実施  
 ×：未実施  
 ◆：存置許容

分野	通番	法律名	条	項	現状						最終的な措置案		見直し状況	各府省回答
					記号	主体	客体	内容	種類	類型	記号	措置案		
19	20	水質汚濁防止法	第3条	第9項	5	都道府県	環境大臣及び関係都道府県	排水基準を定める場合	通知	事前報告・届出・通知	4①	◆	◆	
19	20	水質汚濁防止法	第14条の8(⇒第14条の9)	第4項	5	市町村	都道府県	計画を定めようとしたとき	通知	事前報告・届出・通知	6②	6	×	生活排水対策は、都道府県知事が生活排水対策の実施を推進することが特に必要であると認めるときは、生活排水対策重点地域(以下、重点地域)を指定し、重点地域を区域に含む市町村は、生活排水対策推進計画を定めることとされている。重点地域は複数の市町村から構成され得ることから、重点地域における生活排水対策を一体的に進めるためには、重点地域を指定した都道府県が、県の長期計画を踏まえ、第14条の9第5項に規定する手段により関係市町村の計画との整合性を図ること及び施策に関する市町村の情報を入手することが必要である。 また、市町村は当該計画に基づき生活排水処理施設の整備等を推進することとされており(第14条の10)、計画策定後に、計画が不十分等の都道府県からの助言を受け、関係市町村及び議会等との調整、審議を経て策定された計画を変更することとなれば、①関係市町村に混乱を生じ、②関係市町村の私人に多大なる影響を与え、③国民の生命・身体等への重大かつ明白な危険から国民を保護できず、④被害の拡大の防止が遅延し失することとなる。 具体的には、市町村の長は、計画の推進のために必要と認める場合には、生活排水を排出する者に対して勧告等を行うことができることとされている(第14条の11)、当該計画が変更となった場合には、勧告等の根拠が変更となり、上記の事態が発生すると考えられる。 以上のことから、計画の策定段階での都道府県による関与を可能にする本条項が必要であり、当該規定は存置する必要がある。
19	20	水質汚濁防止法	第16条	第4項	6	国及び地方公共団体	都道府県知事	水質の測定結果	送付	事後報告・届出・通知	1②	◆	◆	
19	20	水質汚濁防止法	第28条	第2項	6	政令で定める市の長	都道府県知事	事務処理	通知	事後報告・届出・通知	4①	◆	◆	
19	21	瀬戸内海環境保全特別措置法	第12条の4	第3項	5	関係府県知事	環境大臣	指導方針の策定又は変更	報告	事前報告・届出・通知	6②	6	×	関係府県知事は指定物質削減指導方針に従い、指定物質の削減に関して指導・助言等を行うこととされており、これら指導・助言等のため必要がある場合に、私人に対し報告を求めることができる(第12条の6)、これに従わない場合には罰則が適用されることとなっている。 この指定物質削減指導方針は、瀬戸内海の富栄養化による生活環境に係る被害の発生を防止することを目的として、瀬戸内海関係府県において一体となった対策が進められるよう、環境大臣が関係府県知事に対し、削減目標等を示してその策定を指示できるとされているものであり、各府県の指導方針の内容について、策定指示との整合性、各府県間の整合性を図る必要がある。 仮に事後報告となれば、こうした整合性を事前に確保することができなくなり、この整合性を確保するために策定後に当該指導方針を変更することとなれば、関係者に混乱を生じさせ、私人に多大なる影響を与え、必要な対策の実施にも遅れをもたらすこととなる。 以上のことから、指導方針の策定・変更に当たり、事前の関与を可能にする本条項が必要であり、当該規定は存置する必要がある。
19	22	湖沼水質保全特別措置法	第30条	第7項	5	国の機関又は地方	都道府県知事	届出を要する行為	通知	事前報告・届出・通知	2⑥	◆	◆	
19	22	湖沼水質保全特別措置法	第42条	第2項	6	政令で定める市の長	都道府県知事	事務処理	通知	事後報告・届出・通知	4①	◆	◆	
19	24	農用地の土壌の汚染防止等に関する法律	第8条	第2項	6	都道府県知事	環境大臣	特別区の指定	報告	事後報告・届出・通知	6②	◆	◆	
19	26	公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律	第11条	第2項	6	都道府県知事	国土交通大臣	意見を記載した書面	送付	事後報告・届出・通知	×	×	○	
20	1	地域保健法	第21条	第4項	6	都道府県	厚生労働大臣	人材確保支援計画	通知	事後報告・届出・通知	6①	◆	◆	

②(ア)国に対する通知・届出・報告等及び都道府県に対する市町村からの通知・届出・報告等

【見直し状況凡例】  
 ○: 措置案どおり見直し  
 △: 一部実施  
 ×: 未実施  
 ◆: 存置許容

分野	通番	法律名	条	項	現状					最終的な措置案		見直し状況	各府省回答	
					記号	主体	客体	内容	種類	類型	記号			措置案
20	5	食品衛生法	第24条	第4項	6	都道府県知事・保健所設置市長等	厚生労働大臣・内閣総理大臣	都道府県等食品衛生監視指導計画	報告	事後報告・届出・通知	×	×	○	
20	6	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律	第24条	第1項	6	都道府県知事	厚生労働大臣	指定検査機関にその食鳥検査を行わせることとした旨	報告	事後報告・届出・通知	×	×	○	
20	6	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律	第34条	第2項	6	都道府県知事	厚生労働大臣	指定検査機関に食鳥検査の全部又は一部を行わせないこととした旨	報告	事後報告・届出・通知	×	×	○	
20	13	水道法	第5条の2	第5項	6	都道府県知事	厚生労働大臣	広域的水道整備計画	報告	事後報告・届出・通知	6②	◆	◆	
20	14	水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律	第4条	第4項	6	都道府県	国土交通大臣(河川管理者)	第4条第1項による水道事業者からの水道原水水質保全事業実施促進の要請があった旨	通知	事後報告・届出・通知	②(イ)	◆	◆	
20	14	水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律	第5条	第8項	6	都道府県	主務大臣(第2条第4項)	都道府県計画	報告	事後報告・届出・通知	6①	◆	◆	
20	14	水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律	第5条	第8項	6	都道府県	国土交通大臣(河川管理者)	都道府県計画	送付	事後報告・届出・通知	②(イ)	◆	◆	
20	14	水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律	第7条	第8項	4	市町村(河川管理者)	関係都道府県	河川管理者事業計画を定めようとするとき	意見聴取	意見聴取	②(イ)	◆	◆	
20	14	水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律	第7条	第9項	6	市町村(河川管理者)	関係都道府県	河川管理者事業計画	送付	事後報告・届出・通知	②(イ)	◆	◆	
20	15	特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法	第5条	第9項	5	都道府県知事	環境大臣	計画の達成に必要なもの	報告	事前報告・届出・通知	5α	◆	◆	
20	15	特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法	第27条	第2項	6	政令で定める市	都道府県知事	事務の処理	通知	事後報告・届出・通知	4①	◆	◆	
20	18	建築物における衛生的環境の確保に関する法律	第5条	第4項	6	都道府県知事	都道府県労働局長	特定建築物のうち政令で定めるものについて第5条第1～3項の規定による届出を受けた旨	通知	事後報告・届出・通知	×	×	○	

②(ア)国に対する通知・届出・報告等及び都道府県に対する市町村からの通知・届出・報告等

【見直し状況凡例】  
 ○：措置案どおり見直し  
 △：一部実施  
 ×：未実施  
 ◆：存置許容

分野	通番	法律名	条	項	現状					最終的な措置案		見直し状況	各府省回答	
					記号	主体	客体	内容	種類	類型	記号			措置案
20	22	旅館業法	第3条	第4項	4	保健所設置市長、特別区長	都道府県教育委員会及び都道府県(児童福祉施設所管/社会教育施設管理者)	旅館の設置によって学校等の清純な施設環境が著しく害されるおそれがないかどうか	意見聴取	意見聴取	②(イ)	◆	◆	
20	24	クリーニング業法	第7条の5	第1項	6	都道府県知事	厚生労働大臣	指定試験機関にその試験事務を行わせることとした旨	報告	事後報告・届出・通知	×	×	○	
20	24	クリーニング業法	第7条の16	第2項	6	都道府県知事	厚生労働大臣	指定試験機関に試験事務を行わせないこととした旨	報告	事後報告・届出・通知	×	×	○	
20	26	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第9条の3	第7項(→第8項)	5	市町村	都道府県知事	変更するときの書類	届出	事前報告・届出・通知	5①	◆	◆	
20	29	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律	第8条	第4項	6	市町村	都道府県知事	市町村分別収集計画	提出	事後報告・届出・通知	4①	◆	◆	
20	29	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律	第9条	第5項	6	都道府県	環境大臣	都道府県分別収集促進計画	提出	事後報告・届出・通知	1②	◆	◆	
20	30	産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律	第11条	第5項	6	都道府県	主務大臣	区域及び特定施設の概要	通知	事後報告・届出・通知	6①	◆	◆	
20	32	広域臨海環境整備センター法	第10条		5	発起人	主務大臣	定款等	提出	事前報告・届出・通知	5α	◆	◆	
20	42	保健師助産師看護師法	第15条	第6項	6	都道府県知事	厚生労働大臣	処分の決定についての意見を記載した意見書	提出	事後報告・届出・通知	×	×	○	
20	42	保健師助産師看護師法	第15条	第13項	6	都道府県知事	厚生労働大臣	処分の決定についての意見を記載した報告書	提出	事後報告・届出・通知	×	×	○	

②(ア)国に対する通知・届出・報告等及び都道府県に対する市町村からの通知・届出・報告等

【見直し状況凡例】  
 ○：措置案どおり見直し  
 △：一部実施  
 ×：未実施  
 ◆：存置許容

分野	通番	法律名	条	項	現状						最終的な措置案		見直し状況	各府省回答
					記号	主体	客体	内容	種類	類型	記号	措置案		
20	44	医療法	第6条の3	第1項	6	市町村(病院等管理者)	都道府県知事	医療を受ける者が病院等の選択を適切に行うために必要な情報	報告	事後報告・届出・通知	1②	◆	◆	
20	44	医療法	第6条の3	第2項	6	市町村(病院等管理者)	都道府県知事	医療を受ける者が病院等の選択を適切に行うために必要な情報の変更	報告	事後報告・届出・通知	1②	◆	◆	
20	44	医療法	第25条の2		6	保健所設置市長、特別区長	都道府県知事	診療所及び助産所に関する事	通知	事後報告・届出・通知	4①	◆	◆	
20	44	医療法	第30条の4	第12項	6	都道府県	厚生労働大臣	医療計画の策定又は変更	提出	事後報告・届出・通知	6①	◆	◆	
20	52	安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律	第10条	第5項	6	都道府県	厚生労働大臣	都道府県献血推進計画	提出	事後報告・届出・通知	×	×	○	
20	56	あへん法	第12条	第4項	6	都道府県知事	厚生労働大臣	意見書	添付	事後報告・届出・通知	×	×	○	
21	1	社会福祉法	第62条	第1項	5	市町村	都道府県知事	施設設置による第一種社会福祉事業開始	届出	事前報告・届出・通知	6②	6	×	○施設を設置を伴う第一種社会福祉事業については、利用者に対する影響が特に大きいと認め、都道府県が、その施設の設備又は運営の改善等が行えるようにするなどのために、あらかじめ届け出ることを求めているものであり、事後の届出は認められない。 なお、市町村立の施設で不正が行われ、指定取消処分がなされた事業もあり、このことから本象項を存置する必要があると考えている。
21	1	社会福祉法	第63条	第1項	6	市町村	都道府県知事	62①届出事項の変更	届出	事後報告・届出・通知	6②	◆	◆	
21	1	社会福祉法	第64条		5	市町村	都道府県知事	62①届出事業の廃止	届出	事前報告・届出・通知	6②	◆	◆	
21	1	社会福祉法	第67条	第1項	6	市町村	都道府県知事	施設によらない第一種社会福祉事業開始	届出	事後報告・届出・通知	6②	◆	◆	
21	1	社会福祉法	第69条	第1項	6	市町村	都道府県知事	第二種社会福祉事業開始	届出	事後報告・届出・通知	6②	◆	◆	
21	1	社会福祉法	第69条	第2項	6	市町村	都道府県知事	69①届出事項の変更	届出	事後報告・届出・通知	6②	◆	◆	

②(ア)国に対する通知・届出・報告等及び都道府県に対する市町村からの通知・届出・報告等

【見直し状況凡例】  
 ○：措置案どおり見直し  
 △：一部実施  
 ×：未実施  
 ◆：存置許容

分野	通番	法律名	条	項	現状					最終的な措置案		見直し状況	各府省回答	
					記号	主体	客体	内容	種類	類型	記号			措置案
21	1	社会福祉法	第73条	第1項	5	市町村	都道府県知事or大臣	社会福祉事業のための寄附金募集に係る書面	提出	事前報告・届出・通知	×	×	○	
21	1	社会福祉法	第73条	第3項	6	市町村	都道府県知事or大臣	社会福祉事業のための寄附金募集の結果	報告	事後報告・届出・通知	×	×	○	
21	5	次世代育成支援対策推進法	第8条	第4項(→第5項)	6	市町村	都道府県	市町村行動計画の策定又は変更	提出	事後報告・届出・通知	4①	◆	◆	
21	5	次世代育成支援対策推進法	第9条	第4項(→第5項)	6	都道府県	主務大臣	都道府県行動計画の策定又は変更	提出	事後報告・届出・通知	6①	◆	◆	
21	6	児童福祉法	第19条	第3項	6	保健所長	都道府県知事	身体障害者手帳の交付を受けた児童が手帳返還事由に該当する旨	報告	事後報告・届出・通知	6②	◆	◆	
21	6	児童福祉法	第24条の13		6	市町村	都道府県知事	指定知的障害児施設等の設置に係る事項の変更	届出	事後報告・届出・通知	6②	◆	◆	
21	6	児童福祉法	第34条の3	第2項	6	市町村	都道府県知事	児童自立生活援助事業又は小規模住宅型児童養育事業に係る届出事項の変更	届出	事後報告・届出・通知	6②	◆	◆	
21	6	児童福祉法	第34条の3	第3項	5	市町村	都道府県知事	児童自立生活援助事業又は小規模住宅型児童養育事業廃止・休止	届出	事前報告・届出・通知	6②	◆	◆	
21	6	児童福祉法	第35条	第6項	5	市町村	都道府県知事	児童福祉施設の廃止・休止	届出	事前報告・届出・通知	5①	◆	◆	
21	6	児童福祉法	第56条の8	第3項	6	特定市町村	都道府県知事	市町村保育計画の策定又は変更	提出	事後報告・届出・通知	4①	◆	◆	
21	6	児童福祉法	第56条の9	第3項	6	特定都道府県	厚生労働大臣	都道府県保育計画の策定又は変更	提出	事後報告・届出・通知	×	×	×	・特養児童の解消は国を挙げて取り組む喫緊の課題であり、特に特養児童が多く存在する自治体については、国と自治体が一体となって計画的に特養児童の解消を図る必要がある。都道府県計画を国が把握することで自治体・国による一体的な取組が図れるとともに、国において予算措置等の見直しを待てること出来る。よって、都道府県保育計画の提出義務を廃止等を行う方向で見直すことは適当ではない。
21	7	児童手当法	第29条	第1項	6	都道府県及び市町村	厚生労働大臣	児童手当の支給の状況	報告	事後報告・届出・通知	×	×	×	・児童手当法上、公務員に対する児童手当の支給については、当該公務員の所属庁において支給することとされているところ。所属庁における支給事務の適正な処理を図るため、同法第29条第1項に規定する児童手当の支給状況の報告を求めている。具体的には、この支給状況の報告により、当該所属庁における支給事務の処理が法令の規定に違反しているとき、又は著しく適正を欠き、かつ、明らかに公益を害していると認めるときは地方自治法第245条の7の規定に基づき是正の指示を行う等、講じられる事後的な是正措置の端緒として把握する必要がある。 ・なお、平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法においては、児童手当法の効力を停止している。

【見直し状況凡例】  
 ○：措置案どおり見直し  
 △：一部実施  
 ×：未実施  
 ◆：存置許可

②(ア)国に対する通知・届出・報告等及び都道府県に対する市町村からの通知・届出・報告等

分野	通番	法律名	条	項	現状					最終的な措置案		見直し状況	各府省回答	
					記号	主体	客体	内容	種類	類型	記号			措置案
21	9	児童虐待の防止等に関する法律	第10条の3		6	児童の福祉に関する事務に従事する職員	都道府県知事	臨検等の結果	報告	事後報告・届出・通知	6②	◆	◆	
21	10	母子及び寡婦福祉法	第21条		5	市町村	都道府県知事	母子家庭等日常生活支援事業の廃止・休止	届出	事前報告・届出・通知	6②	◆	◆	
21	12	老人福祉法	第14条の2		6	市町村	都道府県知事	老人居宅生活支援事業に係る届出事項の変更	届出	事後報告・届出・通知	6②	◆	◆	
21	12	老人福祉法	第14条の3		5	市町村	都道府県知事	老人居宅生活支援事業の廃止・休止	届出	事前報告・届出・通知	6②	◆	◆	
21	12	老人福祉法	第15条の2	第1項	6	市町村	都道府県知事	15②届出(老人デイサービスセンター等設置)事項の変更	届出	事後報告・届出・通知	6②	◆	◆	
21	12	老人福祉法	第15条の2	第2項	5	市町村	都道府県知事	特養・養護の設置届出事項の変更	届出	事前報告・届出・通知	6②	6	×	当該規定は、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの設置者が、施設の運営の方針や職員の定数など、現に入所している者の処遇に直接影響を及ぼす事項について変更する場合には、都道府県が、その施設の設備又は運営の改善等が行えるようにするために、あらかじめ届け出ることを行求めているものであり、事後の届出は認められない。
21	12	老人福祉法	第16条	第1項	5	市町村	都道府県知事	15②届出事業(老人デイサービスセンター等)の廃止・休止	届出	事前報告・届出・通知	6②	◆	◆	
21	12	老人福祉法	第16条	第2項	5	市町村	都道府県知事	15③届出事業(特養・養護)の廃止・休止等	届出	事前報告・届出・通知	6②	◆	◆	
21	12	老人福祉法	第20条の8	第9項	6	市町村	都道府県知事	市町村老人福祉計画の策定又は変更	届出	事後報告・届出・通知	4①	◆	◆	
21	12	老人福祉法	第20条の9	第6項	6	都道府県	厚生労働大臣	都道府県老人福祉計画の策定又は変更	届出	事後報告・届出・通知	×	×	×	○老人福祉計画は介護保険事業計画と一体のものとして作成し、老人福祉事業の目標値の設定にあたっては、介護給付等対象サービスの見込量を前案するなど、老人福祉制度と介護保険制度は不可分の関係にある。 ○国民の保健医療の向上及び福祉の増進を目的とする介護保険制度については、各地方自治体の枠を超えた第2号保険料の配分や国・都道府県の公費負担を受けて、一定のルールに基づき、全国的に一定水準のサービスを利用できる仕組みにする必要があり、老人福祉制度と介護保険制度は相互に影響を及ぼすことから、本条項を存置することが必要である。 ○また、国及び都道府県は、老人福祉法第20条の11において、都道府県老人福祉計画の達成に資する事業を行う者に対し、当該事業の円滑な実施のために必要な援助を与える旨の努力義務規定が置かれているところ、この必要な援助を行うためには国と都道府県の間での権限の調整が不可欠であり、本事項は4①に該当し、存置が必要である。 ○なお、国としては、都道府県老人福祉計画策定に当たっての基本方針を定め、都道府県知事に通知しており、これを踏まえ、都道府県において老人福祉計画を介護保険事業支援計画と一体のものとして策定するとされており、都道府県から大臣への計画の届出は、国の示す方針と計画の整合性の確保のために必要な手段である。
21	13	高齢者の医療の確保に関する法律	第9条	第5項	6	都道府県	厚生労働大臣	都道府県医療費適正化計画の策定又は変更	届出	事後報告・届出・通知	4①	◆	◆	

②(ア)国に対する通知・届出・報告等及び都道府県に対する市町村からの通知・届出・報告等

【見直し状況凡例】  
 ○：措置案どおり見直し  
 △：一部実施  
 ×：未実施  
 ◆：存置許容

分野	通番	法律名	条	項	現状					最終的な措置案		見直し状況	各府省回答	
					記号	主体	客体	内容	種類	類型	記号			措置案
21	13	高齢者の医療の確保に関する法律	第12条	第2項	6	都道府県	厚生労働大臣	都道府県医療費適正化計画の目標の達成状況等	報告	事後報告・届出・通知	6①	◆	◆	
21	13	高齢者の医療の確保に関する法律	第135条	第1項	6	後期高齢者医療広域連合	都道府県知事	後期高齢者医療に係る事業の状況	報告	事後報告・届出・通知	2(4)	◆	◆	
21	14	介護保険法	第76条の2	第5項	6	市町村	都道府県知事	指定居宅サービス事業者の勧告事由該当	通知	事後報告・届出・通知	6②	◆	◆	
21	14	介護保険法	第77条	第2項	6	市町村	都道府県知事	指定居宅サービス事業者の指定取消事由該当	通知	事後報告・届出・通知	6②	◆	◆	
21	14	介護保険法	第78条の2	第2項	5	市町村長	都道府県知事	地域密着型介護サービス事業者の指定	届出	事前報告・届出・通知	4①	◆	◆	
21	14	介護保険法	第78条の10(⇒第78条の11)	第1項	6	市町村長	都道府県知事	指定地域密着型介護サービス事業者に関する事項	届出	事後報告・届出・通知	4①	◆	◆	
21	14	介護保険法	第83条の2	第5項	6	市町村	都道府県知事	指定居宅介護支援事業者の勧告事由該当	通知	事後報告・届出・通知	6②	◆	◆	
21	14	介護保険法	第84条	第2項	6	市町村	都道府県知事	指定居宅介護支援事業者の指定取消事由該当	通知	事後報告・届出・通知	6②	◆	◆	
21	14	介護保険法	第91条の2	第5項	6	市町村	都道府県知事	指定介護老人福祉施設の勧告事由該当	通知	事後報告・届出・通知	6②	◆	◆	
21	14	介護保険法	第92条	第2項	6	市町村	都道府県知事	指定介護福祉施設サービス、指定介護老人福祉施設の指定取消事由該当	通知	事後報告・届出・通知	6②	◆	◆	
21	14	介護保険法	第100条	第3項	6	市町村長	都道府県知事	介護老人保健施設の処分の必要性	通知	事後報告・届出・通知	6②	◆	◆	
21	14	介護保険法	第103条	第5項	6	市町村	都道府県知事	介護老人保健施設の勧告事由該当	通知	事後報告・届出・通知	6②	◆	◆	
21	14	介護保険法	第104条	第2項	6	市町村	都道府県知事	介護老人保健施設の許可取消事由該当	通知	事後報告・届出・通知	6②	◆	◆	

②(ア)国に対する通知・届出・報告等及び都道府県に対する市町村からの通知・届出・報告等

【見直し状況凡例】  
 ○：措置案どおり見直し  
 △：一部実施  
 ×：未実施  
 ◆：存置許容

分野	通番	法律名	条	項	現状						最終的な措置案		見直し状況	各府省回答
					記号	主体	客体	内容	種類	類型	記号	措置案		
21	14	介護保険法	第113条の2	第9項	6	市町村	都道府県知事	指定介護療養型医療施設の勧告事由該当	通知	事後報告・届出・通知	6②	◆	◆	
21	14	介護保険法	第114条	第2項	6	市町村	都道府県知事	指定介護療養型医療施設の指定取消事由該当	通知	事後報告・届出・通知	6②	◆	◆	
21	14	介護保険法	第115条の7(⇒第115条の8)	第5項	6	市町村	都道府県知事	指定介護予防サービス事業者の勧告事由該当	通知	事後報告・届出・通知	6②	◆	◆	
21	14	介護保険法	第115条の8(⇒第115条の9)	第2項	6	市町村	都道府県知事	指定介護予防サービス事業者の指定取消事由該当	通知	事後報告・届出・通知	6②	◆	◆	
21	14	介護保険法	第117条	第8項	6	市町村	都道府県知事	市町村介護保険事業計画の策定又は変更	届出	事後報告・届出・通知	4①	◆	◆	
21	14	介護保険法	第118条	第6項	6	都道府県	厚生労働大臣	都道府県介護保険事業支援計画の策定又は変更	届出	事後報告・届出・通知	×	×	×	○国民の保健医療の向上及び福祉の増進を目的とする介護保険制度については、各地方自治体の枠を超えた第2号保険料の配分や国・都道府県の公費負担を受けて、一定のルールに基づき、全国的に一定水準のサービスを利用できる仕組みにする必要があり、本条項を存置することが必要である。 ○また、国及び都道府県は、介護保険法第5条において、介護保険事業の健全かつ円滑な運営という行政目的を共有しているところであり、市町村介護保険事業計画についてもそれぞれ必要な助言を行っている。国が必要な助言を行うためには、市町村介護保険事業計画を踏まえて策定されている都道府県介護保険事業支援計画の届出を受け、その内容を確認した上で、国と都道府県の調整を行うことが必要となり、本事項は4①に該当し、存置が必要である。 ○そもそも、都道府県介護保険事業支援計画の策定に当たっては、介護保険法第116条に基づき、厚生労働大臣が「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(厚生労働大臣告示)を定め、これに即して都道府県において都道府県介護保険事業支援計画を策定することとされており、都道府県から大臣への計画の届出は、国の示す基本指針と都道府県介護保険事業支援計画の整合性の確保のため必要な手段である。
21	14	介護保険法	第148条	第3項	5	市町村	都道府県知事	市町村相互財政安定化事業を行うときの規約	届出	事前報告・届出・通知	4①	◆	◆	
21	14	介護保険法	第197条の2	第1項	6	市町村長	厚生労働大臣	介護保険事業の実施の状況	報告	事後報告・届出・通知	×	×	×	○国民の保健医療の向上及び福祉の増進を目的とする介護保険制度については、各地方自治体の枠を超えた第2号保険料の配分や国・都道府県の公費負担を受けて、一定のルールに基づき、全国的に一定水準のサービスを利用できる仕組みにする必要があり、本条項を存置することが必要である。 ○また、国及び市町村は介護保険事業の運営が健全かつ円滑な実施という行政目的を共有しているが、国は介護保険法第5条第1項の規定において、介護保険事業の運営が健全かつ円滑に行われるよう各府の措置を講じなければならない旨の規定が置かれているところ。各府の措置を講じるためには、当該報告は不可欠であり、本事項は4①に該当し、存置が必要である。 ○なお、市町村からの報告は毎年「介護保険事業状況報告」として公表しており、今後の介護保険制度の円滑な運営に資するための基礎資料として役立てられている。また、報告依頼に応じない市町村が少なからず存在したことから平成17年の法改正において本規定を設けたところ。
21	15	地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律	第4条	第4項	6	市町村	都道府県	市町村整備計画の作成又は変更	送付	事後報告・届出・通知	4①	◆	◆	

②(ア)国に対する通知・届出・報告等及び都道府県に対する市町村からの通知・届出・報告等

【見直し状況凡例】  
 ○：措置家どおり見直し  
 △：一部実施  
 ×：未実施  
 ◆：存置許容

分野	通番	法律名	条	項	現状					最終的な措置案		見直し状況	各府省回答	
					記号	主体	客体	内容	種類	類型	記号			措置案
21	15	地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律	第5条	第1項	6	市町村	厚生労働大臣	交付金を充てての市町村整備計画に基づく事業実施するときの当該計画	提出	事後報告・届出・通知	6①	◆	◆	
21	16	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律	第22条	第1項	6	市町村	都道府県	高齢者虐待に関する事項	報告	事後報告・届出・通知	6②	◆	◆	
21	18	身体障害者福祉法	第16条	第4項	6	市町村長	都道府県知事	身体障害者手帳の返還事由該当	通知	事後報告・届出・通知	6②	◆	◆	
21	18	身体障害者福祉法	第26条	第2項	6	市町村	都道府県知事	身体障害者生活訓練等事業等の届出事項の変更	届出	事後報告・届出・通知	6②	◆	◆	
21	18	身体障害者福祉法	第26条	第3項	5	市町村	都道府県知事	身体障害者生活訓練等事業等の廃止・休止	届出	事前報告・届出・通知	6②	◆	◆	
21	18	身体障害者福祉法	第28条	第4項	5	市町村	都道府県知事	身体障害者社会参加支援施設に係る養成施設設置	届出	事前報告・届出・通知	6②	6	×	当該規定は、市町村が身体障害者社会参加支援施設に養成施設を附置する場合に、事業内容、運営の方法や職員の設定等をあらかじめ届け出ることを求めているものである。事後の届出を認めると、管内市町村において手話通訳者等の養成を行っている実態を正確に把握できず、また住民からの問い合わせに対し適切な対応ができないこととなる等住民サービスの低下につながるおそれがあることから、当該規定の見直しは認められない。
21	22	障害者自立支援法	第49条	第7項	6	市町村	都道府県知事	指定障害福祉サービス事業者等が適切に事業していない旨	通知	事後報告・届出・通知	6②	◆	◆	
21	22	障害者自立支援法	第88条	第8項	6	市町村	都道府県知事	市町村障害福祉計画の策定又は変更	提出	事後報告・届出・通知	4①	◆	◆	
21	22	障害者自立支援法	第89条	第6項	6	都道府県	厚生労働大臣	都道府県障害福祉計画の策定又は変更	提出	事後報告・届出・通知	6①	◆	◆	